

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成25年2月4日
【届出者の氏名又は名称】 株式会社TYホールディングス
【届出者の住所又は所在地】 東京都渋谷区神宮前五丁目5番6号
【最寄りの連絡場所】 東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル21F
株式会社ブリッジ総合会計事務所
【電話番号】 03 - 5733 - 2651
【事務連絡者氏名】 取締役 小川 雅義
【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。
【電話番号】 該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】 株式会社TYホールディングス
(東京都渋谷区神宮前五丁目5番6号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」又は「当社」とは、株式会社TYホールディングスをいいます。
(注2) 本書中の「対象者」とは、ユニバルス株式会社をいいます。
(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
(注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
(注8) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。
(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
(注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

ユニパルス株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

- (1) 普通株式
- (2) 新株予約権

平成21年12月18日開催の対象者定時株主総会及び平成22年11月8日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）

平成23年12月16日開催の対象者定時株主総会及び対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「第5回新株予約権」といい、第4回新株予約権及び第5回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権を取得及び所有することを主たる目的として平成24年12月26日に設立された買収目的会社です。本書提出日現在において、公開買付者は、対象者及び公開買付者の取締役を務める玉久明子氏が発行済株式の全てを所有する株式会社ヨシモト（以下「ヨシモト」といいます。）が完全親会社となっており、玉久明子氏はヨシモトの代表取締役を務めています。なお、玉久明子氏は公開買付者の代表取締役を務める吉本喬美氏の長女であり、吉本喬美氏は対象者の代表取締役会長兼社長を務め、かつ対象者の筆頭株主（所有株式数：1,607,100株、所有割合（注）：29.45%）であります。今般、公開買付者は、応募対象外株式等（以下に定義します。）及び対象者が所有する自己株式を除く、対象者の発行済株式（第4回新株予約権の行使により発行又は移転される対象者株式を含みます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者株式を非公開化させ対象者の株主を公開買付者及び吉本喬美氏のみとするための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することとしました。なお、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（一般に、買収対象会社の経営陣が買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を購入することをいい、以下「MBO」といいます。）に該当し、本取引後も、吉本喬美氏及び玉久明子氏は継続して対象者の経営にあたることを予定しております。

本公開買付けにおいては、公開買付者は、対象者の代表取締役会長兼社長を務め、かつ公開買付者の代表取締役である吉本喬美氏との間で、同氏が所有する対象者株式（所有株式数：1,607,100株、所有割合：29.45%）及び第4回新株予約権800個（目的となる対象者株式の数80,000株、所有割合1.47%、行使された場合に交付される株式を含みます。）の全て（株式に換算した所有株式数の合計：1,687,100株、所有割合の合計：30.91%）について本公開買付けに応募しないことについて合意しております（以下「応募対象外株式等」といい、応募対象外株式等のうち普通株式を「応募対象外株式」といいます。）。他方、公開買付者は、吉本喬美氏の配偶者である吉本紀子氏（所有株式数：52,000株、所有割合：0.95%）、その完全親会社であるヨシモトの発行済株式の全てを所有し、対象者の取締役を務め、かつ公開買付者の取締役である玉久明子氏（所有株式数：60,900株、所有割合：1.12%）、玉久明子氏の配偶者である玉久尚澄氏（所有株式数：17,700株、所有割合：0.32%）、及び吉本喬美氏の次女である今佳子氏（所有株式数：52,000株、所有割合：0.95%）との間で、それぞれが所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：182,600株、所有割合：3.35%、以下「本応募対象株式」といいます。）について本公開買付けに応募する旨に合意し、平成25年2月1日付けでそれぞれ応募契約を締結しております。なお、かかる応募の前提条件については存在しません。

なお、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限は設定しておりませんが、応募株券等の合計が2,031,500株（所有割合：37.22%）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の買付予定数の下限を設定しております。これは、対象者が平成24年12月14日に提出した第44期有価証券報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（5,377,500株、なお、対象者によると、平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数は5,377,500株から変更はなく、平成24年9月30日以降、本新株予約権の行使により増加した対象者株式はないとのことです。）に、同有価証券報告書に記載された平成24年11月30日現在の本新株予約権（ただし、本書提出日現在、権利行使期間が到来していない第5回新株予約権150個を除きます。）の数（4,592個）の目的となる対象者株式の数（459,200株）から対象者より報告を受けた平成24年11月30日以降平成24年12月31日までに行使により減少した第4回新株予約権215個の目的となる対象者株式の数（21,500株）を控除した対象者株式の数（437,700株）を加算し、対象者が平成24年11月9日に公表した「平成24年9月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された対象者が平成24年9月30日現在所有する自己株式数（378,890株）から対象者より報告を受けた平成24年9月30日以降平成24年12月31日までに減少した自己株式数（21,500株、当該減少は上記の第4回新株予約権の行使に基づく自己株式の処分によるものとのことです。）を控除した数（357,390株）を控除して得られる株式数（5,457,810株）に係る議決権（54,578個）の2/3超に相当する株式数（3,638,600株）から、公開買付者との間で本公開買付けに応募しないことについて合意している吉本喬美氏が所有する応募対象外株式（1,607,100株）を控除した株式数（2,031,500株、所有割合：37.22%）に設定されています。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）から、本公開買付けにおける決済に要する資金として45億7,500万円を上限とする借入れ（以下「本買収ローン」といいます。）を行うことを予定しております。なお、対象者によると、平成24年12月に対象者に社外取締役として就任した同行出身の寺平信行氏は本買収ローンには一切関与しておらず、また、対象者への社外取締役として就任したことから本買収ローンとの関連性はないとのことです。本買収ローンに関する融資条件の詳細については別途協議の上、本買収ローンに関する融資契約において定めることとされておりますが、本買収ローンに関する融資契約では、一定の貸出実行条件等について融資証書記載のものが定められる予定であり、更にヨシモトが所有する公開買付者の発行済普通株式の全て、公開買付者との間で本公開買付けに応募しないことについて合意している吉本喬美氏が所有する応募対象外株式の全て（所有株式数：1,607,100株）及び公開買付者が本公開買付けにおいて取得する対象者株式が担保に供されるとともに、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続によって、公開買付者及び吉本喬美氏が対象者株式の全てを取得するに際して、対象者の一定の資産についても担保に供される予定です。

対象者の平成25年2月1日付「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者取締役会は、公開買付者及び対象者から独立性を有する委員で構成される本取引に関する第三者委員会を平成24年12月14日に設置し、答申書の提出を委嘱し、第三者委員会から答申を受けると共に、本取引に関する第三者算定機関として、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関を選任し、株式価値算定書を取得し、かつ、本取引に関するリーガル・アドバイザーとして、対象者の顧問弁護士事務所ですが、第三者である外部のリーガル・アドバイザーを選任し、本取引における意思決定過程、意思決定方法その他の留意点等に関する法的助言を受けた上で、対象者取締役会と公開買付者との間で慎重に協議・検討を重ねると共に、本取引の一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討したとのことです。その結果、対象者取締役会としては、公開買付者から提案のあった研究開発に重点を置き、かつて取引の無かった海外顧客へも販路を拡大していくことに資材を投じるという事業構造の再構築を、一般株主の皆様のリスクにおいて行うことを回避しつつ実施していくことが、設立から42年を超えた対象者の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、かつ対象者が現在置かれている状況下においては積極的にリスクを取っていくことが最善の選択肢であると判断できるとともに、また、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると対象者取締役会において判断したとのことです。

以上から、平成25年2月1日開催の対象者取締役会において、対象者の代表取締役会長兼社長である吉本喬美氏及び対象者の取締役である玉久明子氏を除く対象者の全ての取締役（7名のうち5名）が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。一方、本新株予約権については、対象者並びに対象者子会社の取締役及び従業員に対して、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権に対する公開買付価格は、1個当たり1円とされており、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者の取締役のうち代表取締役会長兼社長を務める吉本喬美氏は、公開買付者の代表取締役を兼任していることから、また、対象者の取締役を務める玉久明子氏は公開買付者の取締役を兼任し、かつその所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに合意し公開買付者との間で応募契約を締結していることから、本取引において対象者と構造的な利益相反状態にあることを踏まえ、当該決議が行われた平成25年2月1日開催の対象者の取締役会における本公開買付けを含む本取引に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも一切参加していないとのことです。

また、上記取締役会には、対象者の全ての監査役（監査役5名（うち社外監査役4名））が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨すること、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることに監査役として異議がない旨の意見を述べているとのことです。

さらに、対象者が平成25年2月1日に公表した「配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成24年11月9日に公表した配当予想を修正し、平成25年9月期の配当を行わないことを決議したとのことです。

（注）所有割合とは、対象者が平成24年12月14日に提出した第44期有価証券報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（5,377,500株。なお、対象者によると、平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数は5,377,500株から変更はなく、平成24年9月30日以降、本新株予約権の行使により増加した対象者株式はないとのことです。）に、同有価証券報告書に記載された平成24年11月30日現在の本新株予約権（ただし、本書提出日現在、権利行使期間が到来していない第5回新株予約権150個を除きます。）の数（4,592個）の目的となる対象者株式の数（459,200株）から対象者より報告を受けた平成24年11月30日以降平成24年12月31日までに行使により減少した第4回新株予約権215個の目的となる対象者株式の数（21,500株）を控除した対象者株式の数（437,700株）を加算し、対象者が平成24年11月9日に公表した「平成24年9月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された対象者が平成24年9月30日現在所有する自己株式数（378,890株）から対象者より報告を受けた平成24年9月30日以降平成24年12月31日までに減少した自己株式数（21,500株、当該減少は上記の第4回新株予約権の行使に基づく自己株式の処分によるものとのことです。）を控除した数（357,390株）を控除して得られる対象者株式の数（5,457,810株）に占める割合をいいます（小数点以下第三位を四捨五入し、以下同様に計算しております。）。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

対象者は、「得意とするパルス回路技術を使って、ユニークな製品作りをしていこう」という志の基に昭和45年4月に公開買付者の代表取締役及び対象者の代表取締役会長兼社長である吉本喬美氏により各種電子機器の開発、製造及び販売を目的として設立され、当初は制御機器、電源装置、高周波応用機器、工業用計測システム等々の設計、製造に着手しました。昭和54年には埼玉県越谷市に工場を建設し、産業用計測制御機器の量産を開始、昭和60年には新工場を建設し生産設備を増強、平成元年には同工場を増築いたしました。平成10年9月には日本証券業協会に株式を店頭登録、平成13年8月には株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部への上場を果たしました。その後、対象者は、収益基盤拡充のスピードを高めるために、中期的な経営戦略として積極的なM & A戦略の推進を掲げ、平成18年1月には電設事業を展開する株式会社昭永電設を完全子会社とし、平成18年5月にはハードディスク関連の高精度の計測技術や電磁変換技術をメインに扱う記録機器（ハードディスク評価装置等）及び生産設備向けFAシステム機器を中心とした電子機器製造事業を展開する協同電子システム株式会社（平成19年4月に株式会社ナノテストに商号変更）を完全子会社化し、平成21年8月に対象者は同社を吸収合併しました。更に、平成20年12月には対象者グループの基幹産業である電子機器製造事業の更なる経営基盤の拡充と経営効率を改善するために株式会社ナノテックスを株式公開買付けにより子会社化（同社は現在対象者の完全子会社）し対象者グループに加えしました。現在、対象者の電子機器製造事業においては、エレクトロニクス機器の開発、製造、販売を主として、高度なエレクトロニクス関連技術でさまざまな製品を産業界に送り出しています。対象者は、コンピューター、通信、画像処理等をコアとなる技術に持ち、打ち合わせから開発・製造・アフターサービスまで一貫した生産・販売を行っており、ユーザーは、工業計測・計重・重工・自動車・機械・環境・メディカル・セキュリティ等多岐に亘っております。

一方で、昨今におけるわが国経済は、平成23年3月に発生した東日本大震災からの復興需要や、エコカー購入支援策などによる内需の押し上げ効果により緩やかな回復基調で推移いたしましたが、電力不足や欧州債務問題並びに日中関係の更なる混乱に対する懸念の増大など国内外共に景気の先行きは依然として不透明な状況が続いていることから、今後対象者にとっても厳しい経営環境が続くものと思われま

対象者グループの営む電子機器製造事業において販売する製品はほとんどが自社で独自に開発した製品であり、研究開発そのものが販売の原点であり、利益の原点となっております。対象者は平成24年9月期の連結決算において売上高4,962百万円(前年同期比4.6%増加)、当期純利益410百万円(前年同期比17.8%減少)を記録しました。一方で、対象者グループは、これまでM&Aにより規模の拡大を図ってきたものの、既存製品・マーケットの延長線上では対象者における成長の余地はむしろ乏しくなっており、また、対象者グループの事業は、民間設備投資を中心とした経済動向の変動に影響を受けやすい傾向にあるため、既存の対象者のビジネスモデルのままでは今後売上の拡大を図るのが困難な状況となっております。また、昨今の日本経済の脆弱さに起因する顧客の設備投資額の減少や経費支出の減少は、対象者グループの財政状態及び経営成績に今後悪影響を及ぼすことが懸念され、予断を許さない状況にあります。さらに、対象者における株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に係る費用、有価証券報告書等の継続開示に係る費用等、J-SOXへの対応等、株式の上場を維持するために必要な費用は増加しており、IFRSの適用により更に増加することが見込まれることから、株式の上場を維持するために必要なコストが対象者の経営上の負担になる可能性があります。そして、比較的短期間で企業に対する評価が下される資本市場においては、対象者の研究開発活動も目先の利益確保を主眼としたものに制約を受けざるを得ず、対象者株式の上場を維持したままでは中・長期的な観点からの研究開発の妨げになる可能性も否定できません。また、株式市場が長期に渡り低迷を続けていることを受け、対象者においては当面エクイティファイナンスによる資金調達の可能性は見込み薄であり、上場を維持することで享受できるメリットが期待できなくなっています。

このような状況下で、対象者の代表取締役会長兼社長である吉本喬美氏は、平成24年8月頃から対象者の今後の中・長期的な企業価値向上策について検討を開始し、対象者が顧客からの支持を今後も獲得し続けるには、リスクを取ってでも、いまだ存在しないマーケットについても製品の提案を行い、利益優先ではないユニークな製品を積極的に開発していくこと、優位性のあるサービスの供給を続けること、対象者顧客の海外進出に伴って対象者においても為替などのリスクを取るということが肝要であり、また、今後ますます先細りが懸念される国内市場において競争力のある製品開発を行うには、中・長期的な視点で対象者の事業構造の改革を推進していくことが不可欠となり、そのためには現在の事業構造を大幅に見直し、短期的な収益、株価動向にとらわれることなく、対象者の事業構造を再構築していく必要があるとの認識を持つに至りました。事業構造の再構築に関する具体策としては以下の 及び が想定されます。

平成24年9月期に総額390,639千円であった電子機器製造事業における研究開発費(その活動の概要は以下のとおり。)を、今後は新規製品のトルクメーターを中心とするメカトロニクス機器分野及び既存の技術であるストレングージの生産、また、その技術を応用したセンサーを対象者グループ内で一貫生産することを可能にする分野を中心に大幅に増額し強化していくこと。

平成24年9月期の対象者の電子機器製造事業における研究開発活動の概要

- ・ 計量計測器の新製品として6機種と関連オプションの開発、各製品の規格取得等
- ・ 海外専売モデルとして開発した指示計についてはOIML R76(完成はかり)の認証を受け販売を開始
その他にモデルチェンジ(部品ディスコン対応含む)8機種の開発及び規格取得
- ・ OEM製品としては4機種の開発を継続
- ・ ロジスティクス分野として、新規センターとして4ヶ所の設置稼働、設備の増設として5ヶ所、設備の移設として8ヶ所の設置稼働

海外で対象者の販売代理店網を充実させ、国内企業とは異なる顧客ニーズを有する海外に進出した日系企業の顧客ニーズを迅速かつ適確に汲み取る体制を構築し、更に現在手薄である非日系企業との取引についても強化していくこと。

一方で、上記の事業構造の改革を推進していくにあたっては、トルクメーターを中心とするメカトロニクス機器分野及びストレンゲージの生産と応用のセンサーの一貫生産の分野における研究開発費、設備投資額及び人材育成に関するコストの大幅な増加が見込まれ、また、開発された新製品が市場からの支持を獲得し、販売が成功するかについては不確実性を伴うこととなります。そのため、吉本喬美氏は、対象者が株式の上場を維持したまま上記の改革を実施することにより、対象者の株主の皆様にも過大なリスクを負っていただくことを回避しつつ、短期的な業績の変動に左右されることなく、機動的な経営判断が可能となる体制の構築にはMBOの手法によって対象者を非公開化することが最善の方策であるとの結論に至りました。

以上を踏まえて、吉本喬美氏は、平成24年11月中旬に対象者に対してMBOに関する打診を行い、その後平成24年12月中旬に対象者に対して正式にMBOの提案を行いました。その後、公開買付者は対象者との協議・交渉を経て、最終的に平成25年2月1日に本公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、対象者の代表取締役会長兼社長である吉本喬美氏及び取締役である玉久明子氏は、本取引終了後も引き続き対象者の経営にあたる予定ですが、詳細については、今後対象者と協議しながら決定していく予定です。一方、公開買付者は、吉本喬美氏及び玉久明子氏以外の対象者の取締役及び監査役に対して、本取引実施後も留任させる意向を表明しております。

また、本書提出日現在、吉本喬美氏は対象者株式及び不動産の取得資金として対象者より2億円、対象者株式の取得資金として対象者株式を担保に金融機関より1億7,917万円をそれぞれ借入れております。本取引終了後において、吉本喬美氏は新たに1億7,000万円を上限として対象者より借入れを行い、当該資金等をもって既存の金融機関からの借入1億7,917万円を返済し、対象者株式の担保の解除が行われる予定です。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがMBOの一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在し得ること等を認識しており、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。

公開買付者における第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(a) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）をフィナンシャル・アドバイザーに選任し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成25年1月31日付で株式価値算定書を取得して、本公開買付価格を決定するにあたりその参考としております。なお、公開買付者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

みずほ証券は、対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価をすることが適切であると考え、市場株価法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）及び類似会社比較法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法 614円から709円
DCF法 923円から1,057円
類似会社比較法 905円から990円

市場株価法では、平成25年1月31日を基準日として、東京証券取引所における対象者株式の基準日終値（645円）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値（614円（小数点以下四捨五入））、過去3ヶ月間の終値の単純平均値（628円（小数点以下四捨五入））、過去6ヶ月間の終値の単純平均値（703円（小数点以下四捨五入））及び過去12ヶ月間の終値の単純平均値（709円（小数点以下四捨五入））を基に、1株当たりの株式価値の範囲を614円から709円と分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成25年9月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて対象者の企業価値や株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を923円から1,057円と分析しております。

類似会社比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が比較的類似する企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を905円から990円と分析しております。

公開買付者は、みずほ証券から取得した株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の過去12ヶ月間の市場株価の動向、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成25年2月1日に、本公開買付価格を950円と決定しました。

なお、本公開買付価格である1株当たり950円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年1月31日の対象者株式の東京証券取引所における終値645円に対して47.29%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去1ヶ月間（平成25年1月1日から平成25年1月31日まで）の終値単純平均値614円（小数点以下を四捨五入、終値単純平均値の算出において、以下同じとします。）に対して54.72%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去3ヶ月間（平成24年11月1日から平成25年1月31日まで）の終値単純平均値628円に対して51.27%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去6ヶ月間（平成24年8月1日から平成25年1月31日まで）の終値単純平均値703円に対して35.14%（小数点以下第三位を四捨五入）及び過去12ヶ月間（平成24年2月1日から平成25年1月31日まで）の終値単純平均値709円に対して33.99%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。また、本書提出日の前営業日である平成25年2月1日の対象者株式の東京証券取引所における終値660円に対して43.94%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

（注）みずほ証券は、株式価値算定書の提出に際して、公開買付者又は対象者から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて、対象者の事業計画については、対象者の経営陣により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づく合理的に作成されたことを前提としております。

（b）新株予約権

第4回新株予約権は、対象者並びに対象者子会社の取締役及び従業員に対して、第5回新株予約権は対象者の取締役に対していずれもストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、権利行使時においても、対象者並びに対象者子会社の取締役及び従業員の地位であること等が要求されているため、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないと解されることから、公開買付者は、本新株予約権の買付価格をいずれも1個につき1円と決定いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者からの評価書を取得しておりません。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、本公開買付価格の公正性を担保するため、公開買付者及び対象者から独立しかつ関連当事者には該当しない第三者算定機関である清和コンサルティング株式会社（以下「清和コンサルティング」といいます。）に対象者株式の価値算定を依頼し、平成25年1月24日付で株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。

なお、対象者は、清和コンサルティングから買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておらず、また清和コンサルティングに対して本新株予約権の価値算定を依頼していないとのことです。これは、本新株予約権は、対象者並びに対象者子会社の取締役及び従業員に対してストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、権利行使時においても、対象者並びに対象者子会社の取締役及び従業員の地位であること等が要求されているため、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できず無価値であると解されるためであるとのことです。

また、対象者は当初から清和コンサルティングに対象者株式の価値の算定を依頼しており、算定機関を変更した事実はないとのことです。

対象者株式価値算定書においては、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価平均法、類似会社比準法及びDCF法を用いて対象者の株式価値を算定しているとのことです。

市場株価平均法では、評価基準日を平成25年1月23日として、東京証券取引所における対象者株式の評価基準日の終値（613円）及び評価基準日までの直近1ヶ月の株価終値の単純平均値（603円）、直近3ヶ月の株価終値の単純平均値（640円）及び直近6ヶ月の株価終値の単純平均値（706円）を基にして、対象者株式の1株当たりの株式価値を603円～706円と算定しているとのことです。

なお、対象者が平成24年11月9日に公表した「平成24年9月期決算短信〔日本基準〕（連結）」の翌営業日である同月12日に東京証券取引所における対象者の株価が急落（ストップ安）したことから、参考値として、平成24年11月8日を評価基準日とした株式価値を算定しており、同評価基準日における対象者株式の終値（779円）、及び同評価基準日までの直近1ヶ月の株価終値の単純平均値（759円）、直近3ヶ月の株価終値の単純平均値（774円）及び直近6ヶ月の株価終値の単純平均値（743円）を基にして、対象者株式の1株当たりの株式価値を743円～779円と算定しているとのことです。

類似会社比準法では、対象者と類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を661円から728円までと分析しています。

DCF法では、対象者の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、対象者株式の1株当たりの株式価値を917円～1,373円と算定しているとのことです。同事業計画は、対象者が対象者に対するMB0の検討を開始するにあたって平成24年11月下旬から平成24年12月にかけて作成した中期計画に基づいており、直近の業績推移及びMB0の実施による上場維持費用の削減や今後の研究開発費の増加とそれに伴う新製品開発による売上の増加を見込んだ将来5期間における業績を予想したものととのことです。また、対象者は同事業計画を清和コンサルティングに対して提出しており、上記DCF法における株式価値を算定する際のベースとなっているとのことです。なお、DCF法の算定の基礎とした対象者の事業計画において、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

第三者委員会の設置及び同委員会に対する対象者への答申書の提出の委嘱

対象者プレスリリースによれば、吉本喬美氏及び玉久明子氏を除く対象者取締役会は、本公開買付けを含む本取引の公正性を確保し、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、平成24年12月14日開催の対象者取締役会において、公開買付者及び対象者から独立性を有する山本清次氏（対象者社外監査役、公認会計士・税理士）、深野一朗氏（公認会計士・税理士）及び対象者と顧問契約を結んでいる中村合同特許法律事務所にも所属の田中伸一郎氏（弁護士）の3名から構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会に対して、（a）本公開買付けを含む本取引の目的は合理的か（対象者の企業価値向上に資するかを含みます。）、（b）本公開買付けを含む本取引における手続は公正か、（c）本公開買付けを含む本取引の条件（本公開買付価格を含みます。）は妥当か、（d）本公開買付けを含む本取引が少数株主に不利益なものではないか、（e）対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明すると共に、対象者の株主に対して応募を推奨することは相当か、及び（f）その他対象者取締役会が本取引の申し出を検討する上での論点があればその論点と妥当性、という各点についての第三者委員会としての答申書の提出を委嘱する決議を行ったとのことです。なお、対象者は第三者委員会に対して、本公開買付けを含む本取引の条件（本公開買付価格を含みます。）に関して第三者委員会が公開買付者との間で直接交渉をすることについては委嘱を行っていないとのことです。

第三者委員会は、平成24年12月14日に設置され、その後平成24年12月21日から平成25年1月25日にかけて全6回にわたり開催されたとのことです。第三者委員会は、かかる検討を行うにあたり、検討の前提となる基礎資料について対象者から提供を受けた上で、公開買付者及び対象者取締役に対して、随時、本公開買付けに関する検討の前提となる基礎資料を含めた事実関係の認識、検討に際しての着眼点及び検討のプロセスについてヒアリングを行ったとのことです。また、第三者委員会は、清和コンサルティングから、対象者株式価値算定書の提出を受けた上で、対象者の株式価値の算定結果について説明を受けたとのことです。

第三者委員会は、このような経緯の下で、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行った結果、1）公開買付者から聴取した本公開買付けを含む本取引の意義及び目的は、対象者企業価値の向上の可能性を含め、合理性が存すること、2）本公開買付けの対象者における検討過程において、公開買付者の影響は排除されており、不当な影響があったとは認められず、また、対抗的な買付けの機会は確保され、少数株主への配慮も十分になされていること、3）価格については平成24年11月12日の対象者株式の東京証券取引所における急落（ストップ安）を踏まえても、公開買付者からの提示価格は相当な範囲にあることなどを勘案した上で、平成25年2月1日に対象者取締役会に対して、（a）本公開買付けを含む本取引は、その目的において対象者の企業価値向上の方向性を含め合理性が認められると考えられる、（b）本公開買付けを含む本取引における手続においては、不公正と解される事実は確認されなかった、（c）現在提案されている950円の本公開買付価格は相当な範囲にあると考えられ、その他本取引の条件は妥当なものと解される、（d）本公開買付けを含む本取引は、公開買付者並びに吉本喬美氏及び応募契約を締結しているその親族以外の株式数の過半数の応募が本公開買付けの成立要件となっていること、株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されていること、完全子会社化の手続きを行う場合の価格に関しては、特段の事情がない限り、本公開買付価格が基準とされるものと認められ、この点においても強圧的な効果が生じないための配慮がなされていること、公開買付期間が30営業日に設定されていることから少数株主に不利益なものと解されない、（e）対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対して応募を推奨することについて、当委員会は営業上の観点からの検討は出来ないが、取締役会において営業上の観点を含めて審議し、その結果を踏まえ推奨することに問題は認められない、（f）対象者取締役会が本取引の申し出を検討する上で、その他の問題点は見当たらない、とする旨を内容とする答申書を提出したとのことです。

対象者における外部の法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定の適法性及び公正性を担保するために、リーガル・アドバイザーとして対象者と顧問契約を結んでいる中村合同特許法律事務所に、本公開買付けを含む本取引に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を依頼したとのことです。同事務所は、必要に応じて対象者取締役会との間で、本公開買付けを含む本取引の是非及び条件について取締役会が意思決定をするにあたって注意すべき事項や持つべき視点に関して質疑を行い、法的助言のために必要な情報を取得し、対象者取締役会に対して法的助言を行ったとのことです。対象者取締役会は、本公開買付けを含む本取引における意思決定過程、意思決定方法その他の留意点等に関する同事務所からの法的助言を踏まえて、対象者の企業価値の向上及び少数株主の利益保護の観点から、本公開買付けを含む本取引の是非及び条件について慎重に検討したとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成25年1月24日付けで清和コンサルティングから取得した対象者株式価値算定書及び平成25年2月1日付けで第三者委員会から取得した答申書を参考にし、中村合同特許法律事務所からの法的助言を踏まえ、本公開買付けを含む本取引の一連の手続き及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、公開買付者から提案のあった研究開発に重点を置き、かつて取引の無かった海外顧客へも販路を拡大していくことに資材を投じるという事業構造の再構築を、一般株主の皆様のリスクにおいて行うことを回避しつつ実施していくことが、設立から42年を超えた対象者の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、かつ対象者が現在置かれている状況下においては積極的にリスクを取っていくことが最善の選択肢であると判断できるとともに、また、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、平成25年2月1日開催の対象者取締役会において、対象者の代表取締役会長兼社長である吉本喬美氏及び対象者の取締役である玉久明子氏を除く対象者の全ての取締役（7名のうち5名）が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。一方、本新株予約権については、対象者並びに対象者子会社の取締役及び従業員に対してストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権に対する公開買付価格は、1個当たり1円とされており、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者の代表取締役会長兼社長である吉本喬美氏は公開買付者の代表取締役を兼任しているため、また、対象者の取締役である玉久明子氏は公開買付者の取締役を兼任し、かつその所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに合意し公開買付者との間で応募契約を締結していることから、本取引において対象者と構造的な利益相反状態にあることを踏まえ、当該決議が行われた平成25年2月1日開催の対象者の取締役会における本公開買付けを含む本取引に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加していないとのことです。

また、上記取締役会には、対象者の全ての監査役（監査役5名（うち社外監査役4名））が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨すること、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることに監査役として異議がない旨の意見を述べているとのことです。

買付予定数の下限の設定

本公開買付けにおいては、応募株券等の合計が2,031,500株（所有割合：37.22%）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の買付予定数の下限を設定しております。これは、対象者が平成24年12月14日に提出した第44期有価証券報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（5,377,500株、なお、対象者によると、平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数は5,377,500株から変更はなく、平成24年9月30日以降、本新株予約権の行使により増加した対象者株式はないとのことです。）に、同有価証券報告書に記載された平成24年11月30日現在の本新株予約権（ただし、本書提出日現在、権利行使期間が到来していない第5回新株予約権150個を除きます。）の数（4,592個）の目的となる対象者株式の数（459,200株）から対象者より報告を受けた平成24年11月30日以降平成24年12月31日までに行使により減少した第4回新株予約権215個の目的となる対象者株式の数（21,500株）を控除した対象者株式の数（437,700株）を加算し、対象者が平成24年11月9日に公表した「平成24年9月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された対象者が平成24年9月30日現在所有する自己株式数（378,890株）から対象者より報告を受けた平成24年9月30日以降平成24年12月31日までに減少した自己株式数（21,500株、当該減少は上記の第4回新株予約権の行使に基づく自己株式の処分によるものとのことです。）を控除した数（357,390株）を控除して得られる株式数（5,457,810株）に係る議決権（54,578個）の2/3超に相当する株式数（3,638,600株）から、公開買付者との間で本公開買付けに応募しないことについて合意している吉本喬美氏が所有する応募対象外株式（1,607,100株）を控除した株式数（2,031,500株、所有割合：37.22%）に設定されています。当該株式数（2,031,500株）から公開買付者との間で応募契約を締結している吉本紀子氏、玉久明子氏、玉久尚澄氏及び今佳子氏が保有する本応募対象株式182,600株を控除した数（1,848,900株）は、上記5,457,810株から吉本喬美氏が所有する応募対象外株式等1,687,100株及び本応募対象株式182,600株を控除した株式数（3,588,110株）の過半数に相当するため、吉本喬美氏並びに吉本紀子氏、玉久明子氏、玉久尚澄氏及び今佳子氏以外の議決権のある株主及び新株予約権者の皆様のうち株式数にして過半数の賛同が得られなければ本公開買付けが成立しないことも考慮の上で、上記下限を設定しており、本公開買付けにおいて、対象者の株主の皆様及び新株予約権者の皆様の意思を重視しております。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、法令に定められた買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けにおける公開買付期間を30営業日に設定しています。公開買付期間を法令に定められた最短期間より比較的長期間に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、対象者株式について公開買付者以外にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の適正性を担保することを企図しています。また、公開買付者は対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような合意を一切行っていません。上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の確保に配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けにおいて、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（応募対象外株式等及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、公開買付者及び吉本喬美氏が対象者の発行済株式の全て（応募対象外株式等及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的として、以下の一連の手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、対象者を会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社に変更することを内容とする定款の一部変更を行うこと、対象者株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び当該全部取得条項が付された対象者株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類の対象者の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを対象者に要請する予定です。

また、本臨時株主総会において上記のご承認をいただき、上記に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる対象者株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、対象者に対し、上記の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を本臨時株主総会の開催日と同日に開催することも要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において、上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者株式は全部取得条項付の株式とされた上で、全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）対象者に取得されることとなり、対象者の株主の皆様には当該取得の対価として別個の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、対象者の株主の皆様のうち、交付されるべき当該別個の種類の対象者の株式の数に1株に満たない端数がある株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合は当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類の対象者の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者の株式の売却価格（及びその結果株主の皆様へ交付されることになる金銭の額）については、本公開買付価格と同一になるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、公開買付者及び吉本喬美氏が対象者の発行済株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなり、公開買付者及び吉本喬美氏以外の対象者の株主の皆様で本公開買付けに応募されなかった株主の皆様に対して交付しなければならない株式の数が1株に満たない端数となるように決定する予定です。

上記の各手続に関連する少数株主の皆様権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は裁判所に対して当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。この方法による1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、上記の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、上記の株主総会決議に基づいて全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立て適格を欠くと判断される可能性があります。

公開買付者は、上記の手続に関して、関連法令についての当局の解釈の状況、本公開買付け後の公開買付者及び吉本喬美氏の対象者株式の所有状況、公開買付者及び吉本喬美氏以外の対象者の株主の皆様を対象者株式の所有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法の実施を対象者に要請し、また当該実施に時間を要する可能性があります。ただし、上記の方法を変更する場合でも、公開買付者は、公開買付者及び吉本喬美氏以外の対象者の株主の皆様に対して最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者及び吉本喬美氏を対象者の発行済株式の全てを所有する（対象者が所有する自己株式を除きます。）ことを予定しております。この場合に、吉本喬美氏以外の対象者の株主の皆様へ交付される金銭の額についても、本公開買付価格と同一になるよう算定される予定です。上記の本臨時株主総会及び本種類株主総会は、平成25年5月を目処に開催される予定ですが、その具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されずに残存した場合、対象者に、本新株予約権の取得、本新株予約権の権利者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等（第4回新株予約権については行使の勧奨を含みます。）、本取引の実行に合理的に必要な手続を実施していただく予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧奨するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

上記の各手続の実行後に、公開買付者は、対象者との間で公開買付者を消滅会社、対象者を存続会社とする合併を行うことを予定しておりますが、その詳細については現時点では未定です。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付け終了後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者株式の全てを取得することを予定しておりますので、その場合には、対象者株式は上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けにおいては、公開買付者は、対象者の代表取締役会長兼社長を務め、かつ公開買付者の代表取締役である吉本喬美氏との間で、同氏が所有する応募対象外株式等（株式に換算した所有株式数の合計：1,687,100株、所有割合の合計：30.91%）の全てについて本公開買付けに応募しないことについて合意しております。他方、公開買付者は、吉本喬美氏の配偶者である吉本紀子氏（所有株式数：52,000株、所有割合：0.95%）、その完全親会社であるヨシモトの発行済株式の全てを所有し、対象者の取締役を務め、かつ公開買付者の取締役である玉久明子氏（所有株式数：60,900株、所有割合：1.12%）、玉久明子氏の配偶者である玉久尚澄氏（所有株式数：17,700株、所有割合：0.32%）、及び吉本喬美氏の次女である今佳子氏（所有株式数：52,000株、所有割合：0.95%）との間で、それぞれが所有する本応募対象株式の全て（所有株式数の合計：182,600株、所有割合：3.35%）について本公開買付けに応募する旨に合意し、平成25年2月1日付けでそれぞれ応募契約を締結しております。なお、かかる応募の前提条件については存在しません。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成25年2月4日(月曜日)から平成25年3月18日(月曜日)まで (30営業日)
公告日	平成25年2月4日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。(電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金950円
新株予約権証券	第4回新株予約権 1個につき金1円 第5回新株予約権 1個につき金1円
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券()	
株券等預託証券()	
算定の基礎	<p>普通株式</p> <p>公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてみずほ証券をフィナンシャル・アドバイザーに選任し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成25年1月31日付で株式価値算定書を取得して、本公開買付価格を決定するにあたりその参考としております。なお、公開買付者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。</p> <p>みずほ証券は、対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価をすることが適切であると考え、市場株価法、DCF法及び類似会社比較法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価法 614円から709円 DCF法 923円から1,057円 類似会社比較法 905円から990円</p>

市場株価法では、平成25年1月31日を基準日として、東京証券取引所における対象者株式の基準日終値（645円）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値（614円（小数点以下四捨五入））、過去3ヶ月間の終値の単純平均値（628円（小数点以下四捨五入））、過去6ヶ月間の終値の単純平均値（703円（小数点以下四捨五入））及び過去12ヶ月間の終値の単純平均値（709円（小数点以下四捨五入））を基に、1株当たりの株式価値の範囲を614円から709円と分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成25年9月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて対象者の企業価値や株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を923円から1,057円と分析しております。

類似会社比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が比較的類似する企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を905円から990円と分析しております。

公開買付者は、みずほ証券から取得した株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の過去12ヶ月間の市場株価の動向、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成25年2月1日に、本公開買付価格を950円と決定しました。

なお、本公開買付価格である1株当たり950円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年1月31日の対象者株式の東京証券取引所における終値645円に対して47.29%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去1ヶ月間（平成25年1月1日から平成25年1月31日まで）の終値単純平均値614円（小数点以下を四捨五入、終値単純平均値の算出において、以下同じとします。）に対して54.72%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去3ヶ月間（平成24年11月1日から平成25年1月31日まで）の終値単純平均値628円に対して51.27%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去6ヶ月間（平成24年8月1日から平成25年1月31日まで）の終値単純平均値703円に対して35.14%（小数点以下第三位を四捨五入）及び過去12ヶ月間（平成24年2月1日から平成25年1月31日まで）の終値単純平均値709円に対して33.99%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。また、本書提出日の前営業日である平成25年2月1日の対象者株式の東京証券取引所における終値660円に対して43.94%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

	<p>新株予約権</p> <p>第4回新株予約権は、対象者並びに対象者子会社の取締役及び従業員に対して、第5回新株予約権は対象者の取締役に対していずれもストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、権利行使時においても、対象者並びに対象者子会社の取締役及び従業員の地位であること等が要求されているため、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないと解されることから、公開買付者は、本新株予約権の買付価格をいずれも1個につき1円と決定いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者からの評価書を取得しておりません。</p>
算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>昨今におけるわが国経済は、平成23年3月に発生した東日本大震災からの復興需要や、エコカー購入支援策などによる内需の押し上げ効果により緩やかな回復基調で推移いたしました。しかし、電力不足や欧州債務問題並びに日中関係の更なる混乱に対する懸念の増大など国内外共に景気の先行きは依然として不透明な状況が続いていることから、今後対象者にとっても厳しい経営環境が続くものと思われまます。</p> <p>対象者グループの営む電子機器製造事業において販売する製品はほとんどが自社で独自に開発した製品であり、研究開発そのものが販売の原点であり、利益の原点となっております。対象者は平成24年9月期の連結決算において売上高4,962百万円(前年同期比4.6%増加)、当期純利益410百万円(前年同期比17.8%減少)を記録しました。一方で、対象者グループは、これまでM&Aにより規模の拡大を図ってきたものの、既存製品・マーケットの延長線上では対象者における成長の余地はむしろ乏しくなってきた。また、対象者グループの事業は、民間設備投資を中心とした経済動向の変動に影響を受けやすい傾向にあるため、既存の対象者のビジネスモデルのままでは今後売上の拡大を図るのが困難な状況になっております。また、昨今の日本経済の脆弱さに起因する顧客の設備投資額の減少や経費支出の減少は、対象者グループの財政状態及び経営成績に今後悪影響を及ぼすことが懸念され、予断を許さない状況にあります。さらに、対象者における株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に係る費用、有価証券報告書等の継続開示に係る費用等、J-SOXへの対応等、株式の上場を維持するために必要な費用は増加しており、IFRSの適用により更に増加することが見込まれることから、株式の上場を維持するために必要なコストが対象者の経営上の負担になる可能性があります。そして、比較的短期間で企業に対する評価が下される資本市場においては、対象者の研究開発活動も目先の利益確保を主眼としたものに制約を受けざるを得ず、対象者株式の上場を維持したままでは中・長期的な観点からの研究開発の妨げになる可能性も否定できません。また、株式市場が長期に渡り低迷を続けていることを受け、対象者においては当面エクイティファイナンスによる資金調達の可能性は見込み薄であり、上場を維持することで享受できるメリットが期待できなくなっています。</p>

このような状況下で、対象者の代表取締役会長兼社長である吉本喬美氏は、平成24年8月頃から対象者の今後の中・長期的な企業価値向上策について検討を開始し、対象者が顧客からの支持を今後も獲得し続けるには、リスクを取ってでも、いまだ存在しないマーケットについても製品の提案を行い、利益優先ではないユニークな製品を積極的に開発していくこと、優位性のあるサービスの供給を続けること、対象者顧客の海外進出に伴って対象者においても為替などのリスクを取ることが肝要であり、また、今後ますます先細りが懸念される国内市場において競争力のある製品開発を行うには、中・長期的な視点で対象者の事業構造の改革を推進していくことが不可欠となり、そのためには現在の事業構造を大幅に見直し、短期的な収益、株価動向にとらわれることなく、対象者の事業構造を再構築していく必要があるとの認識を持つに至りました。事業構造の再構築に関する具体策としては以下の及びが想定されます。

平成24年9月期に総額390,639千円であった電子機器製造事業における研究開発費（その活動の概要は以下のとおり。）を、今後は新規製品のトルクメーターを中心とするメカトロニクス機器分野及び既存の技術であるストレンゲージの生産、また、その技術を応用したセンサーを対象者グループ内で一貫生産することを可能にする分野を中心に大幅に増額し強化していくこと。

平成24年9月期の対象者の電子機器製造事業における研究開発活動の概要

- ・計量計測器の新製品として6機種と関連オプションの開発、各製品の規格取得等
- ・海外専売モデルとして開発した指示計についてはOIMLR76（完成はかり）の認証を受け販売を開始その他にモデルチェンジ（部品ディスコン対応含む）8機種の開発及び規格取得
- ・OEM製品としては4機種の開発を継続
- ・ロジスティクス分野として、新規センターとして4ヶ所の設置稼働、設備の増設として5ヶ所、設備の移設として8ヶ所の設置稼働

海外で対象者の販売代理店網を充実させ、国内企業とは異なる顧客ニーズを有する海外に進出した日系企業の顧客ニーズを迅速かつ適確に汲み取る体制を構築し、更に現在手薄である非日系企業との取引についても強化していくこと。

一方で、上記の事業構造の改革を推進していくにあたっては、トルクメーターを中心とするメカトロニクス機器分野及びストレインゲージの生産と応用のセンサーの一貫生産の分野における研究開発費、設備投資額及び人材育成に関するコストの大幅な増加が見込まれ、また、開発された新製品が市場からの支持を獲得し、販売が成功するかについては不確実性を伴うこととなります。そのため、吉本喬美氏は、対象者が株式の上場を維持したまま上記の改革を実施することにより、対象者の株主の皆様は過大なリスクを負っていただくことを回避しつつ、短期的な業績の変動に左右されることなく、機動的な経営判断が可能となる体制の構築にはMBOの手法によって対象者を非公開化することが最善の方策であるとの結論に至りました。

以上を踏まえて、吉本喬美氏は、平成24年11月中旬に対象者に対してMBOに関する打診を行い、その後平成24年12月中旬に対象者に対して正式にMBOの提案を行いました。その後、公開買付者は対象者との協議・交渉を経て、最終的に平成25年2月1日に本公開買付けを実施することを決定いたしました。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置)

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがMBOの一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在し得ること等を認識しており、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。

公開買付者における第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(a) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてみずほ証券をフィナンシャル・アドバイザーに選任し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成25年1月31日付で株式価値算定書を取得して、本公開買付価格を決定するにあたりその参考としております。なお、公開買付者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

みずほ証券は、対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価をすることが適切であると考え、市場株価法、DCF法及び類似会社比較法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法 614円から709円
DCF法 923円から1,057円
類似会社比較法 905円から990円

市場株価法では、平成25年1月31日を基準日として、東京証券取引所における対象者株式の基準日終値（645円）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値（614円（小数点以下四捨五入））、過去3ヶ月間の終値の単純平均値（628円（小数点以下四捨五入））、過去6ヶ月間の終値の単純平均値（703円（小数点以下四捨五入））及び過去12ヶ月間の終値の単純平均値（709円（小数点以下四捨五入））を基に、1株当たりの株式価値の範囲を614円から709円と分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成25年9月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて対象者の企業価値や株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を923円から1,057円と分析しております。

類似会社比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が比較的類似する企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を905円から990円と分析しております。

公開買付者は、みずほ証券から取得した株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の過去12ヶ月間の市場株価の動向、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成25年2月1日に、本公開買付価格を950円と決定しました。

なお、本公開買付価格である1株当たり950円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年1月31日の対象者株式の東京証券取引所における終値645円に対して47.29%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去1ヶ月間（平成25年1月1日から平成25年1月31日まで）の終値単純平均値614円（小数点以下を四捨五入、終値単純平均値の算出において、以下同じとします。）に対して54.72%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去3ヶ月間（平成24年11月1日から平成25年1月31日まで）の終値単純平均値628円に対して51.27%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去6ヶ月間（平成24年8月1日から平成25年1月31日まで）の終値単純平均値703円に対して35.14%（小数点以下第三位を四捨五入）及び過去12ヶ月間（平成24年2月1日から平成25年1月31日まで）の終値単純平均値709円に対して33.99%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。また、本書提出日の前営業日である平成25年2月1日の対象者株式の東京証券取引所における終値660円に対して43.94%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

(b) 新株予約権

第4回新株予約権は、対象者並びに対象者子会社の取締役及び従業員に対して、第5回新株予約権は対象者の取締役に対していずれもストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、権利行使時においても、対象者並びに対象者子会社の取締役及び従業員の地位であること等が要求されているため、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないと解されることから、公開買付者は、本新株予約権の買付価格をいずれも1個につき1円と決定いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者からの評価書を取得しておりません。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、本公開買付価格の公正性を担保するため、公開買付者及び対象者から独立しかつ関連当事者には該当しない第三者算定機関である清和コンサルティングに対象者株式の価値算定を依頼し、平成25年1月24日付で対象者株式価値算定書を取得したとのことです。

なお、対象者は、清和コンサルティングから買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておらず、また清和コンサルティングに対して本新株予約権の価値算定を依頼していないとのことです。これは、本新株予約権は、対象者並びに対象者子会社の取締役及び従業員に対してストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、権利行使時においても、対象者並びに対象者子会社の取締役及び従業員の地位であること等が要求されているため、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できず無価値であると解されるためであるとのことです。

また、対象者は当初から清和コンサルティングに対象者株式の価値の算定を依頼しており、算定機関を変更した事実はないとのことです。

対象者株式価値算定書においては、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価平均法、類似会社比準法及びDCF法を用いて対象者の株式価値を算定しているとのことです。

市場株価平均法では、評価基準日を平成25年1月23日として、東京証券取引所における対象者株式の評価基準日の終値（613円）及び評価基準日までの直近1ヶ月の株価終値の単純平均値（603円）、直近3ヶ月の株価終値の単純平均値（640円）及び直近6ヶ月の株価終値の単純平均値（706円）を基にして、対象者株式の1株当たりの株式価値を603円～706円と算定しているとのことです。

なお、対象者が平成24年11月9日に公表した「平成24年9月期決算短信〔日本基準〕（連結）」の翌営業日である同月12日に東京証券取引所における対象者の株価が急落（ストップ安）したことから、参考値として、平成24年11月8日を評価基準日とした株式価値を算定しており、同評価基準日における対象者株式の終値（779円）、及び同評価基準日までの直近1ヶ月の株価終値の単純平均値（759円）、直近3ヶ月の株価終値の単純平均値（774円）及び直近6ヶ月の株価終値の単純平均値（743円）を基にして、対象者株式の1株当たりの株式価値を743円～779円と算定しているとのことです。

類似会社比準法では、対象者と類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を661円から728円までと分析しています。

DCF法では、対象者の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことにより企業価値を評価し、対象者株式の1株当たりの株式価値を917円～1,373円と算定しているとのことです。同事業計画は、対象者が対象者に対するMBOの検討を開始するにあたって平成24年11月下旬から平成24年12月にかけて作成した中期計画に基づいており、直近の業績推移及びMBOの実施による上場維持費用の削減や今後の研究開発費の増加とそれに伴う新製品開発による売上の増加を見込んだ将来5期間における業績を予想したものとことです。また、対象者は同事業計画を清和コンサルティングに対して提出しており、上記DCF法における株式価値を算定する際のベースとなっているとのことです。なお、DCF法の算定の基礎とした対象者の事業計画において、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

第三者委員会の設置及び同委員会に対する対象者への答申書の提出の委嘱

対象者プレスリリースによれば、吉本喬美氏及び玉久明子氏を除く対象者取締役会は、本公開買付けを含む本取引の公正性を確保し、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、平成24年12月14日開催の対象者取締役会において、公開買付者及び対象者から独立性を有する山本清次氏（対象者社外監査役、公認会計士・税理士）、深野一朗氏（公認会計士・税理士）及び対象者と顧問契約を結んでいる中村合同特許法律事務所に所属の田中伸一郎氏（弁護士）の3名から構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会に対して、（a）本公開買付けを含む本取引の目的は合理的か（対象者の企業価値向上に資するかを含みます。）、（b）本公開買付けを含む本取引における手続は公正か、（c）本公開買付けを含む本取引の条件（本公開買付価格を含みます。）は妥当か、（d）本公開買付けを含む本取引が少数株主に不利益なものではないか、（e）対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明すると共に、対象者の株主に対して応募を推奨することは相当か、及び（f）その他対象者取締役会が本取引の申し出を検討する上での論点があればその論点と妥当性、という各点についての第三者委員会としての答申書の提出を委嘱する決議を行ったとのことです。なお、対象者は第三者委員会に対して、本公開買付けを含む本取引の条件（本公開買付価格を含みます。）に関して第三者委員会が公開買付者との間で直接交渉をすることについては委嘱を行っていないとのことです。

第三者委員会は、平成24年12月14日に設置され、その後平成24年12月21日から平成25年1月25日にかけて全6回にわたり開催されたとのことです。第三者委員会は、かかる検討を行うにあたり、検討の前提となる基礎資料について対象者から提供を受けた上で、公開買付者及び対象者取締役に対して、随時、本公開買付けに関する検討の前提となる基礎資料を含めた事実関係の認識、検討に際しての着眼点及び検討のプロセスについてヒアリングを行ったとのことです。また、第三者委員会は、清和コンサルティングから、対象者株式価値算定書の提出を受けた上で、対象者の株式価値の算定結果について説明を受けたとのことです。

第三者委員会は、このような経緯の下で、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行った結果、1) 公開買付者から聴取した本公開買付けを含む本取引の意義及び目的は、対象者企業価値の向上の可能性を含め、合理性が存すること、2) 本公開買付けの対象者における検討過程において、公開買付者の影響は排除されており、不当な影響があったとは認められず、また、対抗的な買付けの機会は確保され、少数株主への配慮も十分になされていること、3) 価格については平成24年11月12日の対象者株式の東京証券取引所における急落（ストップ安）を踏まえても、公開買付者からの提示価格は相当な範囲にあることなどを勘案した上で、平成25年2月1日に対象者取締役会に対して、(a) 本公開買付けを含む本取引は、その目的において対象者の企業価値向上の方向性を含め合理性が認められると考えられる、(b) 本公開買付けを含む本取引における手続においては、不公正と解される事実は確認されなかった、(c) 現在提案されている950円の本公開買付価格は相当な範囲にあると考えられ、その他本取引の条件は妥当なものと解される、(d) 本公開買付けを含む本取引は、公開買付者並びに吉本喬美氏及び応募契約を締結しているその親族以外の株式数の過半数の応募が本公開買付けの成立要件となっていること、株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されていること、完全子会社化の手続きを行う場合の価格に関しては、特段の事情がない限り、本公開買付価格が基準とされるものと認められ、この点においても強圧的な効果が生じないための配慮がなされていること、公開買付期間が30営業日に設定されていることから少数株主に不利益なものと解されない、(e) 対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対して応募を推奨することについて、当委員会は営業上の観点からの検討は出来ないが、取締役会において営業上の観点を含めて審議し、その結果を踏まえ推奨することに問題は認められない、(f) 対象者取締役会が本取引の申し出を検討する上で、その他の問題点は見当たらない、とする旨を内容とする答申書を提出したとのことです。

対象者における外部の法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定の適法性及び公正性を担保するために、リーガル・アドバイザーとして対象者と顧問契約を結んでいる中村合同特許法律事務所に、本公開買付けを含む本取引に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を依頼したとのことです。同事務所は、必要に応じて対象者取締役会との間で、本公開買付けを含む本取引の是非及び条件について取締役会が意思決定をするにあたって注意すべき事項や持つべき視点に関して質疑を行い、法的助言のために必要な情報を取得し、対象者取締役会に対して法的助言を行ったとのことです。対象者取締役会は、本公開買付けを含む本取引における意思決定過程、意思決定方法その他の留意点等に関する同事務所からの法的助言を踏まえて、対象者の企業価値の向上及び少数株主の利益保護の観点から、本公開買付けを含む本取引の是非及び条件について慎重に検討したとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成25年1月24日付けで清和コンサルティングから取得した対象者株式価値算定書及び平成25年2月1日付けで第三者委員会から取得した答申書を参考にし、中村合同特許法律事務所からの法的助言を踏まえ、本公開買付けを含む本取引の一連の手続き及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、公開買付者から提案のあった研究開発に重点を置き、かつて取引の無かった海外顧客へも販路を拡大していくことに資材を投じるという事業構造の再構築を、一般株主の皆様のリスクにおいて行うことを回避しつつ実施していくことが、設立から42年を超えた対象者の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、かつ対象者が現在置かれている状況下においては積極的にリスクを取っていくことが最善の選択肢であると判断できるとともに、また、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、平成25年2月1日開催の対象者取締役会において、対象者の代表取締役会長兼社長である吉本喬美氏及び対象者の取締役である玉久明子氏を除く対象者の全ての取締役（7名のうち5名）が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。一方、本新株予約権については、対象者並びに対象者子会社の取締役及び従業員に対してストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権に対する公開買付価格は、1個当たり1円とされており、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者の代表取締役会長兼社長である吉本喬美氏は公開買付者の代表取締役を兼任しているため、また、対象者の取締役である玉久明子氏は公開買付者の取締役を兼任し、かつその所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに合意し公開買付者との間で応募契約を締結していることから、本取引において対象者と構造的な利益相反状態にあることを踏まえ、当該決議が行われた平成25年2月1日開催の対象者の取締役会における本公開買付けを含む本取引に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加していないとのことです。

また、上記取締役会には、対象者の全ての監査役（監査役5名（うち社外監査役4名））が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨すること、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることに監査役として異議がない旨の意見を述べているとのことです。

買付予定数の下限の設定

本公開買付けにおいては、応募株券等の合計が2,031,500株（所有割合：37.22%）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の買付予定数の下限を設定しております。これは、対象者が平成24年12月14日に提出した第44期有価証券報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（5,377,500株。なお、対象者によると、平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数は5,377,500株から変更はなく、平成24年9月30日以降、本新株予約権の行使により増加した対象者株式はないとのことです。）に、同有価証券報告書に記載された平成24年11月30日現在の本新株予約権（ただし、本書提出日現在、権利行使期間が到来していない第5回新株予約権150個を除きます。）の数（4,592個）の目的となる対象者株式の数（459,200株）から対象者より報告を受けた平成24年11月30日以降平成24年12月31日までに行使により減少した第4回新株予約権215個の目的となる対象者株式の数（21,500株）を控除した対象者株式の数（437,700株）を加算し、対象者が平成24年11月9日に公表した「平成24年9月期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された対象者が平成24年9月30日現在所有する自己株式数（378,890株）から対象者より報告を受けた平成24年9月30日以降平成24年12月31日までに減少した自己株式数（21,500株、当該減少は上記の第4回新株予約権の行使に基づく自己株式の処分によるものとのことです。）を控除した数（357,390株）を控除して得られる株式数（5,457,810株）に係る議決権（54,578個）の2/3超に相当する株式数（3,638,600株）から、公開買付者との間で本公開買付けに応募しないことについて合意している吉本喬美氏が所有する応募対象外株式（1,607,100株）を控除した株式数（2,031,500株、所有割合：37.22%）に設定されています。当該株式数（2,031,500株）から公開買付者との間で応募契約を締結している吉本紀子氏、玉久明子氏、玉久尚澄氏及び今佳子氏が保有する本応募対象株式182,600株を控除した数（1,848,900株）は、上記5,457,810株から吉本喬美氏が所有する応募対象外株式等1,687,100株及び本応募対象株式182,600株を控除した株式数（3,588,110株）の過半数に相当するため、吉本喬美氏並びに吉本紀子氏、玉久明子氏、玉久尚澄氏及び今佳子氏以外の議決権のある株主及び新株予約権者の皆様のうち株式数にして過半数の賛同が得られなければ本公開買付けが成立しないことも考慮の上で、上記下限を設定しており、本公開買付けにおいて、対象者の株主の皆様及び新株予約権者の皆様の意思を重視しております。

	<p style="text-align: center;">他の買付者からの買付機会を確保するための措置</p> <p>公開買付者は、法令に定められた公開買付期間の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けにおける公開買付期間を30営業日に設定しています。公開買付期間を法令に定められた最短期間より比較的長期間に設定することにより、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、対象者株式について公開買付者以外にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の適正性を担保することを企図しています。また、公開買付者は対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような合意を一切行っていません。上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の確保に配慮しております。</p>
--	--

(注) みずほ証券は、株式価値算定書の提出に際して、公開買付者又は対象者から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて、対象者の事業計画については、対象者の経営陣により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づく合理的に作成されたことを前提としております。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,785,710 (株)	2,031,500 (株)	(株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(2,031,500株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する株券等の最大の数に記載しております。当該最大数は、対象者が平成24年12月14日に提出した第44期有価証券報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(5,377,500株、なお、対象者によると、平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数は5,377,500株から変更はなく、平成24年9月30日以降、本新株予約権の行使により増加した対象者株式はないとのことです。)に、同有価証券報告書に記載された平成24年11月30日現在の本新株予約権の数(4,742個)の目的となる対象者株式の数(474,200株)から対象者より報告を受けた平成24年11月30日以降平成24年12月31日までに行使により減少した第4回新株予約権215個の目的となる対象者株式の数(21,500株)を控除した対象者株式の数(452,700株)を加算した数(5,830,200株)から、対象者が平成24年11月9日に公表した「平成24年9月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された対象者が平成24年9月30日現在所有する自己株式数(378,890株)から対象者より報告を受けた平成24年9月30日以降平成24年12月31日までに減少した自己株式数(21,500株、当該減少は上記の第4回新株予約権の行使に基づく自己株式の処分によるものとのことです。)を控除した数(357,390株)及び応募対象外株式等(1,687,100株)を控除した対象者株式の数(3,785,710株)です。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注5) 公開買付期間末日までに第4回新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	37,857
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	3,727
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月4日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月4日現在)(個)(g)	18,697
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	800
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(j)	49,979
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	69.17
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($((a + d + g) / (j + (b - c) + (e - f) + (h - i))) \times 100$)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(3,785,710株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権の数のうち、対象者が平成24年12月14日に提出した第44期有価証券報告書に記載された平成24年11月30日現在の本新株予約権の数(4,742個)の目的となる対象者株式の数(474,200株)から、対象者より報告を受けた平成24年11月30日以降平成24年12月31日までに行使により減少した第4回新株予約権215個の目的となる対象者株式の数(21,500株)及び公開買付者との間で本公開買付けに応募しないことについて合意している吉本喬美氏が所有する第4回新株予約権800個の目的となる対象者株式の数(80,000株)を控除した対象者株式の数(372,700株)に係る議決権の数(3,727個)を記載しております。

(注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月4日現在)(個)(g)」及び「gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、本公開買付けにおいては、応募対象外株式等を除く特別関係者が所有する株式についても対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、応募対象外株式等(所有株式数:1,687,100株)に係る議決権の数(16,871個)についてのみ分子に加算しております。

- (注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が平成24年12月14日に提出した第44期有価証券報告書に記載された対象者の総株主の議決権の数です。ただし、本新株予約権も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記有価証券報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(5,377,500株。なお、対象者によると、平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数は5,377,500株から変更はなく、平成24年9月30日以降、本新株予約権の行使により増加した対象者株式はないとのことです。)に、同有価証券報告書に記載された平成24年11月30日現在の本新株予約権の数(4,742個)の目的となる対象者株式の数(474,200株)から対象者より報告を受けた平成24年11月30日以降平成24年12月31日までに行使により減少した第4回新株予約権215個の目的となる対象者株式の数(21,500株)を控除した対象者株式の数(452,700株)を加算した数(5,830,200株)から、対象者が平成24年11月9日に公表した「平成24年9月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された対象者が平成24年9月30日現在所有する自己株式数(378,800株)から対象者より報告を受けた平成24年9月30日以降平成24年12月31日までに減少した自己株式数(21,500株、当該減少は上記の第4回新株予約権の行使に基づく自己株式の処分によるものとのことです。)を控除した数(357,390株)を控除した対象者株式の数(5,472,810株)に係る議決権の数(54,728個)を「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」として計算しております。
- (注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

本公開買付けに応募される方(株主及び新株予約権者をいい、以下「応募株主等」といいます。)は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。

本公開買付けに係る株式の応募の受付けにあたっては、応募株主等が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株式を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付けは行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている株式をもって本公開買付けに応募することは出来ません。応募する予定の株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。(注1)

本公開買付けに係る本新株予約権の応募の受付けにあたっては、「公開買付応募申込書」とともに、本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類をご提出いただく必要があります。また、本新株予約権の応募につきましては、譲渡が制限されておりますので、譲渡が有効であることを証する書面をご提出下さい。かかる書面の提出ができない場合には、公開買付者にご応募いただいた本新株予約権を取得できません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注2）が必要になります。

上記の応募株式の振替手続及び上記の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

（注1）対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について

対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問合せくださいようお願い申し上げます。

（注2）本人確認書類について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類が必要になります。本人確認書類等の詳細については、公開買付代理人へお問合せください。

個人・・・住民票の写し（6ヶ月以内に作成されたもの）、健康保険証、運転免許証等（氏名、住所、生年月日全てを確認できるもの）。

法人・・・登記事項証明書、官公庁から発行された書類等（6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの）。
法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認が必要となります。

外国人株主・・・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等（本人確認種類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限り、また、当該本人確認種類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間又は期限のある書類は有効なものに限り、）及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し（ ）が必要となります。

（ ）当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所の記載のあるものに限り、常任代理人による証明年月日、常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。

（注3）日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
(その他みずほ証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2)契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「10 決済の方法」の「(4)株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	3,582,174,650
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	23,000,000
その他(c)	4,500,000
合計(a)+(b)+(c)	3,609,674,650

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(3,785,710株)から公開買付期間中に行使期間が到来せず公開買付期間中に行使される可能性のない第5回新株予約権150個の目的となる対象者株式の数(15,000株)を控除した株式数(3,770,710株)に対象者株式に係る本公開買付価格(1株当たり950円)を乗じた金額及び第5回新株予約権150個に当該新株予約権1個当たりの買付価格(1円)を乗じた金額の合計額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(円)(c)」欄には本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計			

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2	銀行	株式会社三井住友銀行 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) (1)タームローンA 弁済期:平成30年3月25日(元金均等弁済) 利率:TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等 (2)タームローンB 弁済期:平成30年3月25日(期日一括返済) 利率:TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等 (3)ブリッジローンC 弁済期:平成25年6月30日(期限一括返済) 利率:TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等	(1)タームローンA 1,700,000 (2)タームローンB 1,700,000 (3)ブリッジローンC 1,175,000
計(b)				4,575,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、三井住友銀行から別途合意する融資条件に基づいて4,575,000千円を限度として、融資を行う用意がある旨の証明書を平成25年1月30日付けで取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

4,575,000千円 (a) + (b) + (c) + (d)

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と当社との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(2) 【決済の開始日】

平成25年3月26日(火曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1)法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに返還します。株式については、応募が行われた時の状態に戻すことにより返還し、新株予約権については、新株予約権の応募に際して提出された書類（前記の「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」に記載した書類）をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（2,031,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びブないしソ、第3号イないしチ及びヌ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項として、以下の事項のいずれかに該当する場合をいいます。

対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合

対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、当社は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

公開買付者は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

公開買付者は、本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。

買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。

他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	事項
平成24年12月	商号を株式会社TYホールディングスとし、本店所在地を東京都渋谷区神宮前五丁目5番6号、資本金の額を10,000,000円とする株式会社として設立

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

1. 株式・社債等、有価証券への投資、保有及び運用
2. 不動産の管理、賃貸、保有及び運用
3. 前各号に付帯関連する一切の業務

事業の内容

公開買付者は、対象者株式及び本新株予約権を取得及び所有することを主たる事業の内容としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成25年2月4日現在

資本金の額	発行済株式の総数
10,000,000円	20,000株

【大株主】

平成25年2月4日現在

氏名	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数に対する 所有株式数の割合 (%)
株式会社ヨシモト	東京都渋谷区神宮前五丁目 5番6号	20,000	100.00
計		20,000	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成25年2月4日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (株)
代表取締役		吉本 喬美	昭和16年 11月15日	昭和45年 4月 平成16年 3月 平成18年 10月 平成19年 4月 平成20年 12月 平成21年 5月 平成24年 12月	対象者を設立し、代表取締 役社長 対象者代表取締役会長 対象者代表取締役会長兼 社長 対象者代表取締役会長 対象者代表取締役会長兼 社長(現任) 株式会社ヨシモト代表取 締役就任 公開買付者代表取締役就 任(現任)	
取締役		玉久 明子	昭和44年 12月13日	平成12年 6月 平成21年 6月 平成24年 4月 平成24年 8月 平成24年 12月	有限会社電気映像を設立 し、代表取締役就任 株式会社電気映像代表取 締役(現任) 対象者入社 対象者宣伝企画室長(現 システム情報部長) 対象者取締役(現任) 公開買付者取締役就任 (現任) 株式会社ヨシモト代表取 締役就任(現任)	
計						

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、平成24年12月26日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておられません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成25年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	17,897(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	800		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	18,697		
所有株券等の合計数	18,697		
(所有潜在株券等の合計数)	(800)		

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成25年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計			
所有株券等の合計数			
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成25年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	17,897(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	800		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	18,697		
所有株券等の合計数	18,697		
(所有潜在株券等の合計数)	(800)		

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成25年2月4日現在)

氏名又は名称	吉本 喬美
住所又は所在地	東京都渋谷区神宮前五丁目5番6号（公開買付者所在地）
職業又は事業の内容	公開買付者 代表取締役 対象者 代表取締役会長兼社長
連絡先	連絡者 株式会社ブリッジ総合会計事務所 取締役 小川 雅義 連絡場所 東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル21F 電話番号 03-5733-2651
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の親族

(平成25年2月4日現在)

氏名又は名称	吉本 紀子
住所又は所在地	東京都渋谷区神宮前五丁目5番6号（公開買付者所在地）
職業又は事業の内容	無職
連絡先	連絡者 株式会社ブリッジ総合会計事務所 取締役 小川 雅義 連絡場所 東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル21F 電話番号 03-5733-2651
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の親族 共同して対象者の株主として議決権その他の権利を行使することに合意している者 共同して対象者の株式を譲渡することに合意している者

(注) 吉本紀子氏は、従前より、吉本喬美氏との間で共同して対象者の株主として議決権その他の権利を行使することに合意しておりますが、吉本喬美氏が代表取締役を務める公開買付者が本公開買付けを開始するにあたり、公開買付者との間でも対象者の株主として議決権その他の権利を行使することに合意している者に該当すると判断し、また、本公開買付けにあたって玉久明子氏との間で共同して対象者の株式を譲渡することに合意しているところ、玉久明子氏が発行済株式の全てを所有し、かつ代表取締役を務めるヨシモトが完全親会社となっている公開買付者が本公開買付けを開始するにあたり、公開買付者との間でも対象者の株式を譲渡することに合意している者に該当すると判断し、上記のとおり記載しております。

(平成25年2月4日現在)

氏名又は名称	玉久 明子
住所又は所在地	東京都渋谷区神宮前五丁目5番6号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	公開買付者 取締役 対象者 取締役
連絡先	連絡者 株式会社ブリッジ総合会計事務所 取締役 小川 雅義 連絡場所 東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル21F 電話番号 03-5733-2651
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者に対して特別資本関係を有する個人 公開買付者に対して特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月4日現在)

氏名又は名称	玉久 尚澄
住所又は所在地	東京都渋谷区神宮前五丁目5番6号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	会社員
連絡先	連絡者 株式会社ブリッジ総合会計事務所 取締役 小川 雅義 連絡場所 東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル21F 電話番号 03-5733-2651
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の親族 共同して対象者の株式を譲渡することに合意している者

(注) 玉久尚澄氏は、本公開買付けにあたって玉久明子氏との間で共同して対象者の株式を譲渡することに合意しておりますが、玉久明子氏が発行済株式の全てを所有し、かつ代表取締役を務めるヨシモトが完全親会社となっている公開買付者が本公開買付けを開始するにあたり、公開買付者との間でも対象者の株式を譲渡することに合意している者に該当すると判断し、上記のとおり記載しております。

(平成25年2月4日現在)

氏名又は名称	今 佳子
住所又は所在地	東京都渋谷区神宮前五丁目5番6号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	無職
連絡先	連絡者 株式会社ブリッジ総合会計事務所 取締役 小川 雅義 連絡場所 東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル21F 電話番号 03-5733-2651
公開買付者との関係	共同して対象者の株式を譲渡することに合意している者

(注) 今佳子氏は、本公開買付けにあたって玉久明子氏との間で共同して対象者の株式を譲渡することに合意しておりますが、玉久明子氏が発行済株式の全てを所有し、かつ代表取締役を務めるヨシモトが完全親会社となっている公開買付者が本公開買付けを開始するにあたり、公開買付者との間でも対象者の株式を譲渡することに合意している者に該当すると判断し、上記のとおり記載しております。

【所有株券等の数】

吉本 喬美

(平成25年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	16,071(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	800		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	16,871		
所有株券等の合計数	16,871		
(所有潜在株券等の合計数)	(800)		

吉本 紀子

(平成25年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	520(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	520		
所有株券等の合計数	520		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

玉久 明子

(平成25年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	609(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	609		
所有株券等の合計数	609		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

玉久 尚澄

(平成25年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	177(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	177		
所有株券等の合計数	177		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

今 佳子

(平成25年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	520(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	520		
所有株券等の合計数	520		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

本公開買付けにおいては、公開買付者は、対象者の代表取締役会長兼社長を務め、かつ公開買付者の代表取締役である吉本喬美氏との間で、同氏が所有する応募対象外株式等（株式に換算した所有株式数の合計：1,687,100株、所有割合の合計：30.91%）の全てについて本公開買付けに応募しないことについて合意しております。他方、公開買付者は、吉本喬美氏の配偶者である吉本紀子氏（所有株式数：52,000株、所有割合：0.95%）、その完全親会社であるヨシモトの発行済株式の全てを所有し、対象者の取締役を務め、かつ公開買付者の取締役である玉久明子氏（所有株式数：60,900株、所有割合：1.12%）、玉久明子氏の配偶者である玉久尚澄氏（所有株式数：17,700株、所有割合：0.32%）、及び吉本喬美氏の次女である今佳子氏（所有株式数：52,000株、所有割合：0.95%）との間で、それぞれが所有する本応募対象株式の全て（所有株式数の合計：182,600株、所有割合：3.35%）について本公開買付けに応募する旨に合意し、平成25年2月1日付けでそれぞれ応募契約を締結しております。なお、かかる応募の前提条件については存在しません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

なお、会社法に従って株主による单元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者が公開買付期間中に自己株式を買い受けることがあります。この場合、対象者は市場価格にて当該自己株式を買い受ける意向です。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との取引

該当事項はありません。

ただし、公開買付者の完全親会社であるヨシモトと対象者及び対象者の完全子会社である株式会社ナノテックス(以下「ナノテックス」といいます。)との取引の内容及び取引金額は以下のとおりです。

取引の内容
対象者との取引 (単位：千円)

決算年月	平成22年9月期 (第42期)	平成23年9月期 (第43期)	平成24年9月期 (第44期)
ヨシモトから対象者への不動産の賃貸	19,480	49,153	29,627
対象者からの不動産の保証金の受取	23,853	1,091	
対象者への不動産の保証金の返還			24,945
ヨシモトから対象者への不動産の売却に伴う事業の譲渡			66,443

ナノテックスとの取引 (単位：千円)

決算年月	平成22年9月期 (第42期)	平成23年9月期 (第43期)	平成24年9月期 (第44期)
ヨシモトからナノテックスへの不動産の賃貸	3,261	9,361	4,720
ヨシモトによるナノテックスからの不動産の保証金の受取	5,137		
ヨシモトによるナノテックスへの不動産の保証金の返還		1,091	4,045

期末残高
対象者との取引 (単位：千円)

決算年月	平成22年9月期 (第42期)	平成23年9月期 (第43期)	平成24年9月期 (第44期)
ヨシモトの対象者からの前受収益	4,253	4,444	
ヨシモトの対象者からの預り保証金	23,853	24,945	

ナノテックスとの取引

(単位：千円)

決算年月	平成22年9月期 (第42期)	平成23年9月期 (第43期)	平成24年9月期 (第44期)
ヨシモトのナノテックスからの前受収益	856	708	
ヨシモトのナノテックスからの預り保証金	5,137	4,045	

(注1) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針等については、市場価格等を勘案した一般的取引条件にて対象者及びナノテックスと関連を有しない他の当事者との取引と同様に決定しております。

(注3) 平成23年9月期(第43期)の預り保証金の期末残高24,945千円は額面の金額を記載しております。

(注4) ヨシモトは平成24年4月27日に不動産賃貸事業を対象者に66,443千円で譲渡しました。

(注5) 上記の決算期は、便宜上、対象者の事業年度に基づいて記載しております。

(注6) 上記(注1)、(注2)、(注3)及び(注4)を含みます。)は対象者の第42期有価証券報告書(平成22年12月17日提出)、第43期有価証券報告書(平成23年12月16日提出)及び第44期有価証券報告書(平成24年12月14日提出)を参照して作成しております。

(2) 役員との取引

該当事項はありません。

ただし、公開買付者及び対象者の取締役である吉本喬美氏と対象者との取引の内容及び取引金額は以下のとおりです。

取引の内容

(単位：千円)

決算年月	平成22年9月期 (第42期)	平成23年9月期 (第43期)	平成24年9月期 (第44期)
吉本喬美氏による対象者からの資金の借入	100,000		
借入金支払利息	2,346	1,903	2,273

期末残高

(単位：千円)

決算年月	平成22年9月期 (第42期)	平成23年9月期 (第43期)	平成24年9月期 (第44期)
役員及び従業員長期借入金	200,000	200,000	200,000
未払費用	1,002	574	573

- (注1) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2) 取引条件及び取引条件の決定方針等については、市場価格等を勘案した一般的取引条件にて、対象者と関連を有しない他の当事者との取引と同様に決定しております。吉本喬美氏による対象者からの資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、吉本喬美氏から対象者への返済条件は一括返済であり、役員退職慰労金と相殺する予定としております。
- (注3) 上記の決算期は、便宜上、対象者の事業年度に基づいて記載しております。
- (注4) 上記(注1)及び(注2)を含みます。)は対象者の第42期有価証券報告書(平成22年12月17日提出)、第43期有価証券報告書(平成23年12月16日提出)及び第44期有価証券報告書(平成24年12月14日提出)を参照して作成しております。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との本公開買付けに関する合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、公開買付者及び対象者から独立性を有する委員で構成される本取引に関する第三者委員会を平成24年12月14日に設置し、答申書の提出を委嘱し、第三者委員会から答申を受けると共に、本取引に関する第三者算定機関として、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関を選任し、株式価値算定書を取得し、かつ、本取引に関するリーガル・アドバイザーとして、対象者の顧問弁護士事務所ですが、第三者である外部のリーガル・アドバイザーを選任し、本取引における意思決定過程、意思決定方法その他の留意点等に関する法的助言を受けた上で、対象者取締役会と公開買付者との間で慎重に協議・検討を重ねると共に、本取引の一連の手續及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討したとのことです。その結果、対象者取締役会としては、公開買付者から提案のあった研究開発に重点を置き、かつて取引の無かった海外顧客へも販路を拡大していくことに資材を投じるという事業の再構築を、一般株主の皆様のリスクにおいて行うことを回避しつつ実施していくことが、設立から42年を超えた対象者の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、かつ対象者が現在置かれている状況下においては積極的にリスクを取っていくことが最善の選択肢であると判断できるとともに、また、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると対象者取締役会において判断したとのことです。

以上から、平成25年2月1日開催の対象者取締役会において、対象者の代表取締役会長兼社長である吉本喬美氏及び対象者の取締役である玉久明子氏を除く対象者の全ての取締役（7名のうち5名）が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。一方、本新株予約権については、対象者並びに対象者子会社の取締役及び従業員に対してストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権に対する公開買付価格は、1個当たり1円とされており、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者の取締役のうち代表取締役会長兼社長を務める吉本喬美氏は、公開買付者の代表取締役を兼任していることから、また、対象者の取締役を務める玉久明子氏は公開買付者の取締役を兼任し、かつその所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに合意し公開買付者との間で応募契約を締結していることから、本取引において対象者と構造的な利益相反状態にあることを踏まえ、当該決議が行われた平成25年2月1日開催の対象者の取締役会における本公開買付けを含む本取引に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも一切参加していないとのことです。

また、上記取締役会には、対象者の全ての監査役（監査役5名（うち社外監査役4名））が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨すること、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることに監査役として異議がない旨の意見を述べているとのことです。

（2）公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けにおいては、公開買付者は、対象者の代表取締役会長兼社長を務め、かつ公開買付者の代表取締役である吉本喬美氏との間で、同氏が所有する応募対象外株式等（株式に換算した所有株式数の合計：1,687,100株、所有割合の合計：30.91%）の全てについて本公開買付けに応募しないことについて合意しております。他方、公開買付者は、吉本喬美氏の配偶者である吉本紀子氏（所有株式数：52,000株、所有割合：0.95%）、その完全親会社であるヨシモトの発行済株式の全てを所有し、対象者の取締役を務め、かつ公開買付者の取締役である玉久明子氏（所有株式数：60,900株、所有割合：1.12%）、玉久明子氏の配偶者である玉久尚澄氏（所有株式数：17,700株、所有割合：0.32%）、及び吉本喬美氏の次女である今佳子氏（所有株式数：52,000株、所有割合：0.95%）との間で、それぞれが所有する本応募対象株式の全て（所有株式数の合計：182,600株、所有割合：3.35%）について本公開買付けに応募する旨に合意し、平成25年2月1日付けでそれぞれ応募契約を締結しております。なお、かかる応募の前提条件については存在しません。

(3) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

対象者は、「得意とするパルス回路技術を使って、ユニークな製品作りをしていこう」という志の基に昭和45年4月に公開買付者の代表取締役及び対象者の代表取締役会長兼社長である吉本喬美氏により各種電子機器の開発、製造及び販売を目的として設立され、当初は制御機器、電源装置、高周波応用機器、工業用計測システム等々の設計、製造に着手しました。昭和54年には埼玉県越谷市に工場を建設し、産業用計測制御機器の量産を開始、昭和60年には新工場を建設し生産設備を増強、平成元年には同工場を増築いたしました。平成10年9月には日本証券業協会に株式を店頭登録、平成13年8月には東京証券取引所市場第二部への上場を果たしました。その後、対象者は、収益基盤拡充のスピードを高めるために、中期的な経営戦略として積極的なM&A戦略の推進を掲げ、平成18年1月には電設事業を展開する株式会社昭永電設を完全子会社とし、平成18年5月にはハードディスク関連の高精度の計測技術や電磁変換技術をメインに扱う記録機器（ハードディスク評価装置等）及び生産設備向けFAシステム機器を中心とした電子機器製造事業を展開する協同電子システム株式会社（平成19年4月に株式会社ナノテストに商号変更）を完全子会社化し、平成21年8月に対象者は同社を吸収合併しました。更に、平成20年12月には対象者グループの基幹産業である電子機器製造事業の更なる経営基盤の拡充と経営効率を改善するために株式会社ナノテックスを株式公開買付けにより子会社化（同社は現在対象者の完全子会社）し対象者グループに加えしました。現在、対象者の電子機器製造事業においては、エレクトロニクス機器の開発、製造、販売を主として、高度なエレクトロニクス関連技術でさまざまな製品を産業界に送り出しています。対象者は、コンピューター、通信、画像処理等をコアとなる技術に持ち、打ち合わせから開発・製造・アフターサービスまで一貫した生産・販売を行っており、ユーザーは、工業計測・計重・重工・自動車・機械・環境・メディカル・セキュリティ等多岐に亘っております。

一方で、昨今におけるわが国経済は、平成23年3月に発生した東日本大震災からの復興需要や、エコカー購入支援策などによる内需の押し上げ効果により緩やかな回復基調で推移いたしましたが、電力不足や欧州債務問題並びに日中関係の更なる混乱に対する懸念の増大など国内外共に景気の先行きは依然として不透明な状況が続いていることから、今後対象者にとっても厳しい経営環境が続くものと思われれます。

対象者グループの営む電子機器製造事業において販売する製品はほとんどが自社で独自に開発した製品であり、研究開発そのものが販売の原点であり、利益の原点となっております。対象者は平成24年9月期の連結決算において売上高4,962百万円（前年同期比4.6%増加）、当期純利益410百万円（前年同期比17.8%減少）を記録しました。一方で、対象者グループは、これまでM&Aにより規模の拡大を図ってきたものの、既存製品・マーケットの延長線上では対象者における成長の余地はむしろ乏しくなっており、また、対象者グループの事業は、民間設備投資を中心とした経済動向の変動に影響を受けやすい傾向にあるため、既存の対象者のビジネスモデルのままでは今後売上の拡大を図るのが困難な状況になっております。また、昨今の日本経済の脆弱さに起因する顧客の設備投資額の減少や経費支出の減少は、対象者グループの財政状態及び経営成績に今後悪影響を及ぼすことが懸念され、予断を許さない状況にあります。さらに、対象者における株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に係る費用、有価証券報告書等の継続開示に係る費用等、J-SOXへの対応等、株式の上場を維持するために必要な費用は増加しており、IFRSの適用により更に増加することが見込まれることから、株式の上場を維持するために必要なコストが対象者の経営上の負担になる可能性があります。そして、比較的短期間で企業に対する評価が下される資本市場においては、対象者の研究開発活動も目先の利益確保を主眼としたものに制約を受けざるを得ず、対象者株式の上場を維持したままでは中・長期的な観点からの研究開発の妨げになる可能性も否定できません。また、株式市場が長期に渡り低迷を続けていることを受け、対象者においては当面エクイティファイナンスによる資金調達の可能性は見込み薄であり、上場を維持することで享受できるメリットが期待できなくなっています。

このような状況下で、対象者の代表取締役会長兼社長である吉本喬美氏は、平成24年8月頃から対象者の今後の中・長期的な企業価値向上策について検討を開始し、対象者が顧客からの支持を今後も獲得し続けるには、リスクを取ってでも、いまだ存在しないマーケットについても製品の提案を行い、利益優先ではないユニークな製品を積極的に開発していくこと、優位性のあるサービスの供給を続けること、対象者顧客の海外進出に伴って対象者においても為替などのリスクを取るということが肝要であり、また、今後ますます先細りが懸念される国内市場において競争力のある製品開発を行うには、中・長期的な視点で対象者の事業構造の改革を推進していくことが不可欠となり、そのためには現在の事業構造を大幅に見直し、短期的な収益、株価動向にとらわれることなく、対象者の事業構造を再構築していく必要があるとの認識を持つに至りました。事業構造の再構築に関する具体策としては以下の 及び が想定されます。

平成24年9月期に総額390,639千円であった電子機器製造事業における研究開発費（その活動の概要は以下のとおり。）を、今後は新規製品のトルクメーターを中心とするメカトロニクス機器分野及び既存の技術であるストレンゲージの生産、また、その技術を応用したセンサーを対象者グループ内で一貫生産することを可能にする分野を中心に大幅に増額し強化していくこと。

平成24年9月期の対象者の電子機器製造事業における研究開発活動の概要

- ・計量計測器の新製品として6機種と関連オプションの開発、各製品の規格取得等
- ・海外専売モデルとして開発した指示計についてはOIML R76（完成はかり）の認証を受け販売を開始
その他にモデルチェンジ（部品ディスコン対応含む）8機種の開発及び規格取得
- ・OEM製品としては4機種の開発を継続
- ・ロジスティクス分野として、新規センターとして4ヶ所の設置稼働、設備の増設として5ヶ所、設備の移設として8ヶ所の設置稼働

海外で対象者の販売代理店網を充実させ、国内企業とは異なる顧客ニーズを有する海外に進出した日系企業の顧客ニーズを迅速かつ適確に汲み取る体制を構築し、更に現在手薄である非日系企業との取引についても強化していくこと。

一方で、上記の事業構造の改革を推進していくにあたっては、トルクメーターを中心とするメカトロニクス機器分野及びストレンゲージの生産と応用のセンサーの一貫生産の分野における研究開発費、設備投資額及び人材育成に関するコストの大幅な増加が見込まれ、また、開発された新製品が市場からの支持を獲得し、販売が成功するかについては不確実性を伴うこととなります。そのため、吉本喬美氏は、対象者が株式の上場を維持したまま上記の改革を実施することにより、対象者の株主の皆様にも過大なリスクを負っていただくことを回避しつつ、短期的な業績の変動に左右されることなく、機動的な経営判断が可能となる体制の構築にはMBOの手法によって対象者を非公開化することが最善の方策であるとの結論に至りました。

以上を踏まえて、吉本喬美氏は、平成24年11月中旬に対象者に対してMBOに関する打診を行い、その後平成24年12月中旬に対象者に対して正式にMBOの提案を行いました。その後、公開買付者は対象者との協議・交渉を経て、最終的に平成25年2月1日に本公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、対象者の代表取締役会長兼社長である吉本喬美氏及び取締役である玉久明子氏は、本取引終了後も引き続き対象者の経営にあたる予定ですが、詳細については、今後対象者と協議しながら決定していく予定です。一方、公開買付者は、吉本喬美氏及び玉久明子氏以外の対象者の取締役及び監査役に対して、本取引実施後も留任させる意向を表明しております。

また、本書提出日現在、吉本喬美氏は対象者株式及び不動産の取得資金として対象者より2億円、対象者株式の取得資金として対象者株式を担保に金融機関より1億7,917万円をそれぞれ借入れております。本取引終了後において、吉本喬美氏は新たに1億7,000万円を上限として対象者より借入れを行い、当該資金等をもって既存の金融機関からの借入1億7,917万円を返済し、対象者株式の担保の解除が行われる予定です。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがMBOの一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在し得ること等を認識しており、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。

公開買付者における第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(a) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてみずほ証券をフィナンシャル・アドバイザーに選任し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成25年1月31日付で株式価値算定書を取得して、本公開買付価格を決定するにあたりその参考としております。なお、公開買付者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

みずほ証券は、対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価をすることが適切であると考え、市場株価法、DCF法及び類似会社比較法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	614円から709円
DCF法	923円から1,057円
類似会社比較法	905円から990円

市場株価法では、平成25年1月31日を基準日として、東京証券取引所における対象者株式の基準日終値（645円）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値（614円（小数点以下四捨五入））、過去3ヶ月間の終値の単純平均値（628円（小数点以下四捨五入））、過去6ヶ月間の終値の単純平均値（703円（小数点以下四捨五入））及び過去12ヶ月間の終値の単純平均値（709円（小数点以下四捨五入））を基に、1株当たりの株式価値の範囲を614円から709円と分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成25年9月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて対象者の企業価値や株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を923円から1,057円と分析しております。

類似会社比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が比較的類似する企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を905円から990円と分析しております。

公開買付者は、みずほ証券から取得した株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の過去12ヶ月間の市場株価の動向、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成25年2月1日に、本公開買付価格を950円と決定しました。

なお、本公開買付価格である1株当たり950円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年1月31日の対象者株式の東京証券取引所における終値645円に対して47.29%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去1ヶ月間（平成25年1月1日から平成25年1月31日まで）の終値単純平均値614円（小数点以下を四捨五入、終値単純平均値の算出において、以下同じとします。）に対して54.72%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去3ヶ月間（平成24年11月1日から平成25年1月31日まで）の終値単純平均値628円に対して51.27%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去6ヶ月間（平成24年8月1日から平成25年1月31日まで）の終値単純平均値703円に対して35.14%（小数点以下第三位を四捨五入）及び過去12ヶ月間（平成24年2月1日から平成25年1月31日まで）の終値単純平均値709円に対して33.99%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。また、本書提出日の前営業日である平成25年2月1日の対象者株式の東京証券取引所における終値660円に対して43.94%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

（注）みずほ証券は、株式価値算定書の提出に際して、公開買付者又は対象者から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて、対象者の事業計画については、対象者の経営陣により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づく合理的に作成されたことを前提としております。

（b）新株予約権

第4回新株予約権は、対象者並びに対象者子会社の取締役及び従業員に対して、第5回新株予約権は対象者の取締役に対していずれもストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、権利行使時においても、対象者並びに対象者子会社の取締役及び従業員の地位であること等が要求されているため、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないと解されることから、公開買付者は、本新株予約権の買付価格をいずれも1個につき1円と決定いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者からの評価書を取得しておりません。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、本公開買付価格の公正性を担保するため、公開買付者及び対象者から独立かつ関連当事者には該当しない第三者算定機関である清和コンサルティングに対象者株式の価値算定を依頼し、平成25年1月24日付で対象者株式価値算定書を取得したとのことです。

なお、対象者は、清和コンサルティングから買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておらず、また清和コンサルティングに対して本新株予約権の価値算定を依頼していないとのことです。これは、本新株予約権は、対象者並びに対象者子会社の取締役及び従業員に対してストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、権利行使時においても、対象者並びに対象者子会社の取締役及び従業員の地位であること等が要求されているため、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できず無価値であると解されるためであるとのことです。

また、対象者は当初から清和コンサルティングに対象者株式の価値の算定を依頼しており、算定機関を変更した事実はないとのことです。

対象者株式価値算定書においては、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価平均法、類似会社比準法及びDCF法を用いて対象者の株式価値を算定しているとのことです。

市場株価平均法では、評価基準日を平成25年1月23日として、東京証券取引所における対象者株式の評価基準日の終値（613円）及び評価基準日までの直近1ヶ月の株価終値の単純平均値（603円）、直近3ヶ月の株価終値の単純平均値（640円）及び直近6ヶ月の株価終値の単純平均値（706円）を基にして、対象者株式の1株当たりの株式価値を603円～706円と算定しているとのことです。

なお、対象者が平成24年11月9日に公表した「平成24年9月期決算短信〔日本基準〕（連結）」の翌営業日である同月12日に東京証券取引所における対象者の株価が急落（ストップ安）したことから、参考値として、平成24年11月8日を評価基準日とした株式価値を算定しており、同評価基準日における対象者株式の終値（779円）、及び同評価基準日までの直近1ヶ月の株価終値の単純平均値（759円）、直近3ヶ月の株価終値の単純平均値（774円）及び直近6ヶ月の株価終値の単純平均値（743円）を基にして、対象者株式の1株当たりの株式価値を743円～779円と算定しているとのことです。

類似会社比準法では、対象者と類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、対象者普通株式1株当りの価値の範囲を661円から728円までと分析しています。

DCF法では、対象者の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、対象者株式の1株当たりの株式価値を917円～1,373円と算定しているとのことです。同事業計画は、対象者が対象者に対するMBOの検討を開始するにあたって平成24年11月下旬から平成24年12月にかけて作成した中期計画に基づいており、直近の業績推移及びMBOの実施による上場維持費用の削減や今後の研究開発費の増加とそれに伴う新製品開発による売上の増加を見込んだ将来5期間における業績を予想したものととのことです。また、対象者は同事業計画を清和コンサルティングに対して提出しており、上記DCF法における株式価値を算定する際のベースとなっているとのことです。なお、DCF法の算定の基礎とした対象者の事業計画において、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

第三者委員会の設置及び同委員会に対する対象者への答申書の提出の委嘱

対象者プレスリリースによれば、吉本喬美氏及び玉久明子氏を除く対象者取締役会は、本公開買付けを含む本取引の公正性を確保し、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、平成24年12月14日開催の対象者取締役会において、公開買付者及び対象者から独立性を有する山本清次氏（対象者社外監査役、公認会計士・税理士）、深野一朗氏（公認会計士・税理士）及び対象者と顧問契約を結んでいる中村合同特許法律事務所にも所属の田中伸一郎氏（弁護士）の3名から構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会に対して、（a）本公開買付けを含む本取引の目的は合理的か（対象者の企業価値向上に資するかを含みます。）、（b）本公開買付けを含む本取引における手続は公正か、（c）本公開買付けを含む本取引の条件（本公開買付価格を含みます。）は妥当か、（d）本公開買付けを含む本取引が少数株主に不利益なものではないか、（e）対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明すると共に、対象者の株主に対して応募を推奨することは相当か、及び（f）その他対象者取締役会が本取引の申し出を検討する上での論点があればその論点と妥当性、という各点についての第三者委員会としての答申書の提出を委嘱する決議を行ったとのことです。なお、対象者は第三者委員会に対して、本公開買付けを含む本取引の条件（本公開買付価格を含みます。）に関して第三者委員会が公開買付者との間で直接交渉をすることについては委嘱を行っていないとのことです。

第三者委員会は、平成24年12月14日に設置され、その後平成24年12月21日から平成25年1月25日にかけて全6回にわたり開催されたとのことです。第三者委員会は、かかる検討を行うにあたり、検討の前提となる基礎資料について対象者から提供を受けた上で、公開買付者及び対象者取締役に対して、随時、本公開買付けに関する検討の前提となる基礎資料を含めた事実関係の認識、検討に際しての着眼点及び検討のプロセスについてヒアリングを行ったとのことです。また、第三者委員会は、清和コンサルティングから、対象者株式価値算定書の提出を受けた上で、対象者の株式価値の算定結果について説明を受けたとのことです。

第三者委員会は、このような経緯の下で、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行った結果、1) 公開買付者から聴取した本公開買付けを含む本取引の意義及び目的は、対象者企業価値の向上の可能性を含め、合理性が存すること、2) 本公開買付けの対象者における検討過程において、公開買付者の影響は排除されており、不当な影響があったとは認められず、また、対抗的な買付けの機会は確保され、少数株主への配慮も十分になされていること、3) 価格については平成24年11月12日の対象者株式の東京証券取引所における急落(ストップ安)を踏まえても、公開買付者からの提示価格は相当な範囲にあることなどを勘案した上で、平成25年2月1日に対象者取締役会に対して、(a) 本公開買付けを含む本取引は、その目的において対象者の企業価値向上の方向性を含め合理性が認められると考えられる、(b) 本公開買付けを含む本取引における手続においては、不公正と解される事実は確認されなかった、(c) 現在提案されている950円の本公開買付け価格は相当な範囲にあると考えられ、その他本取引の条件は妥当なものとして解される、(d) 本公開買付けを含む本取引は、公開買付者並びに吉本喬美氏及び応募契約を締結しているその親族以外の株式数の過半数の応募が本公開買付けの成立要件となっていること、株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されていること、完全子会社化の手続きを行う場合の価格に関しては、特段の事情がない限り、本公開買付け価格が基準とされるものと認められ、この点においても強圧的な効果が生じないための配慮がなされていること、公開買付期間が30営業日に設定されていることから少数株主に不利益なものとして解されない、(e) 対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対して応募を推奨することについて、当委員会は営業上の観点からの検討は出来ないが、取締役会において営業上の観点を含めて審議し、その結果を踏まえ推奨することに問題は認められない、(f) 対象者取締役会が本取引の申し出を検討する上で、その他の問題点は見当たらない、とする旨を内容とする答申書を提出したとのことです。

対象者における外部の法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定の適法性及び公正性を担保するために、リーガル・アドバイザーとして対象者と顧問契約を結んでいる中村合同特許法律事務所に、本公開買付けを含む本取引に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を依頼したとのことです。同事務所は、必要に応じて対象者取締役会との間で、本公開買付けを含む本取引の是非及び条件について取締役会が意思決定をするにあたって注意すべき事項や持つべき視点に関して質疑を行い、法的助言のために必要な情報を取得し、対象者取締役会に対して法的助言を行ったとのことです。対象者取締役会は、本公開買付けを含む本取引における意思決定過程、意思決定方法その他の留意点等に関する同事務所からの法的助言を踏まえて、対象者の企業価値の向上及び少数株主の利益保護の観点から、本公開買付けを含む本取引の是非及び条件について慎重に検討したとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成25年1月24日付けで清和コンサルティングから取得した対象者株式価値算定書及び平成25年2月1日付けで第三者委員会から取得した答申書を参考にし、中村合同特許法律事務所からの法的助言を踏まえ、本公開買付けを含む本取引の一連の手続き及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、公開買付者から提案のあった研究開発に重点を置き、かつて取引の無かった海外顧客へも販路を拡大していくことに資材を投じるという事業構造の再構築を、一般株主の皆様のリスクにおいて行うことを回避しつつ実施していくことが、設立から42年を超えた対象者の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、かつ対象者が現在置かれている状況下においては積極的にリスクを取っていくことが最善の選択肢であると判断できるとともに、また、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、平成25年2月1日開催の対象者取締役会において、対象者の代表取締役会長兼社長である吉本喬美氏及び対象者の取締役である玉久明子氏を除く対象者の全ての取締役（7名のうち5名）が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。一方、本新株予約権については、対象者並びに対象者子会社の取締役及び従業員に対してストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権に対する公開買付価格は、1個当たり1円とされており、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者の代表取締役会長兼社長である吉本喬美氏は公開買付者の代表取締役を兼任しているため、また、対象者の取締役である玉久明子氏は公開買付者の取締役を兼任し、かつその所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに合意し公開買付者との間で応募契約を締結していることから、本取引において対象者と構造的な利益相反状態にあることを踏まえ、当該決議が行われた平成25年2月1日開催の対象者の取締役会における本公開買付けを含む本取引に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加していないとのことです。

また、上記取締役会には、対象者の全ての監査役（監査役5名（うち社外監査役4名））が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨すること、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることに監査役として異議がない旨の意見を述べているとのことです。

買付予定数の下限の設定

本公開買付けにおいては、応募株券等の合計が2,031,500株（所有割合：37.22%）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の買付予定数の下限を設定しております。これは、対象者が平成24年12月14日に提出した第44期有価証券報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（5,377,500株、なお、対象者によると、平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数は5,377,500株から変更はなく、平成24年9月30日以降、本新株予約権の行使により増加した対象者株式はないとのことです。）に、同有価証券報告書に記載された平成24年11月30日現在の本新株予約権（ただし、本書提出日現在、権利行使期間が到来していない第5回新株予約権150個を除きます。）の数（4,592個）の目的となる対象者株式の数（459,200株）から対象者より報告を受けた平成24年11月30日以降平成24年12月31日までに行使により減少した第4回新株予約権215個の目的となる対象者株式の数（21,500株）を控除した対象者株式の数（437,700株）を加算し、対象者が平成24年11月9日に公表した「平成24年9月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された対象者が平成24年9月30日現在所有する自己株式数（378,890株）から対象者より報告を受けた平成24年9月30日以降平成24年12月31日までに減少した自己株式数（21,500株、当該減少は上記の第4回新株予約権の行使に基づく自己株式の処分によるものとのことです。）を控除した数（357,390株）を控除して得られる株式数（5,457,810株）に係る議決権（54,578個）の2/3超に相当する株式数（3,638,600株）から、公開買付者との間で本公開買付けに応募しないことについて合意している吉本喬美氏が所有する応募対象外株式（1,607,100株）を控除した株式数（2,031,500株、所有割合：37.22%）に設定されています。当該株式数（2,031,500株）から公開買付者との間で応募契約を締結している吉本紀子氏、玉久明子氏、玉久尚澄氏及び今佳子氏が保有する本応募対象株式182,600株を控除した数（1,848,900株）は、上記5,457,810株から吉本喬美氏が所有する応募対象外株式等1,687,100株及び本応募対象株式182,600株を控除した株式数（3,588,110株）の過半数に相当するため、吉本喬美氏並びに吉本紀子氏、玉久明子氏、玉久尚澄氏及び今佳子氏以外の議決権のある株主及び新株予約権者の皆様のうち株式数にして過半数の賛同が得られなければ本公開買付けが成立しないことも考慮の上で、上記下限を設定しており、本公開買付けにおいて、対象者の株主の皆様及び新株予約権者の皆様の意思を重視しております。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、法令に定められた公開買付期間の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けにおける公開買付期間を30営業日に設定しています。公開買付期間を法令に定められた最短期間より比較的長期間に設定することにより、対象者の株主の皆様には本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、対象者株式について公開買付者以外にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の適正性を担保することを企図しています。また、公開買付者は対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような合意を一切行っていません。上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の確保に配慮しております。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益（当期純損失）			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社東京証券取引所 市場第二部						
	月別	平成24年8月	平成24年9月	平成24年10 月	平成24年11 月	平成24年12 月	平成25年1月
最高株価（円）	790	847	804	784	645	652	660
最低株価（円）	721	740	736	576	570	595	641

(注) 平成25年2月については、平成25年2月1日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）							単元未満 株式の状 況（株）	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	-	-	-	-	-	
所有株式数 （単位）	-	-	-	-	-	-	-	-	
所有株式数 の割合（％）	-	-	-	-	-	-	-	-	

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在			
氏名	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に 対する所有株式数の 割合(%)
計			

【役員】

平成 年 月 日現在				
氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に 対する所有株式数の 割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第43期(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日) 平成23年12月16日関東財務局長
に提出

事業年度 第44期(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日) 平成24年12月14日関東財務局長
に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第45期第1四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日) 平成25年2月8日に関東財
務局長に提出予定

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

ユニパルス株式会社
(東京都中央区日本橋久松町9番11号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【その他】

(1) 平成25年9月期第1四半期連結決算短信

対象者は、平成25年2月1日に「平成25年9月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく、対象者の損益状況の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

損益の状況(連結)

決算年月	平成25年9月期 (第45期)第1四半期連結累計期間
売上高	1,276,557千円
売上原価	621,022千円
販売費及び一般管理費	386,751千円
営業外収益	15,800千円
営業外費用	8,598千円
四半期純利益	164,411千円

1株当たりの状況(連結)

決算年月	平成25年9月期 (第45期)第1四半期連結累計期間
1株当たり四半期純利益	32.85円
1株当たり配当額	

対象者によれば、対象者は、公開買付期間中の平成25年2月8日に、第45期第1四半期(自平成24年10月1日至平成24年12月31日)に係る四半期報告書を関東財務局長に提出する予定とのことです。

(2) 配当予想の修正

対象者は、平成25年2月1日に「配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成24年11月9日に公表した配当予想を修正し、平成25年9月期の配当を行わないことを決議したとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。